

別添－１（入札公告例）

入 札 公 告

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和〇年〇月〇日

（契約責任者）西日本高速道路株式会社 〇〇支社長 〇〇 〇〇

記

【道路保全工事の１．工事概要は下記を参考に記載する。】

１．工事概要

(1)維持修繕作業名 〇〇自動車道 〇〇管内 道路保全工事

(2)維持修繕作業場所 自) 〇〇県〇〇市〇〇町大字〇〇

至) △△県△△市△△町大字△△

(3)作業内容 本工事は、〇〇自動車道〇〇管理事務所管内の□□IC～××IC間において、道路を構成する各部分の機能及び道路空間環境を一定の水準に保つため、交通規制、交通事故復旧・補修工事、清掃作業、雪氷対策作業、緊急作業、植栽作業の各業務を年間を通じて総合的に実施するものである。

本工事の施工にあたっては、高速道路の通行車輛等に対する高度な安全管理、交通・気象特性等の現地状況を踏まえ、継続的な業務執行体制・迅速かつ適切な緊急出動体制等が要求される。

(4)道路諸元（作業環境）【施工実績を設定した箇所等の作業環境を記載する。】

延 長 〇〇 k m

（うち土工◎◎km、橋梁××km(○橋)、トンネル□□km(△本)）

規 制 速 度 〇〇km/h (□□IC～△△IC)、◎◎km/h (△△IC～××IC)

日平均断面交通量 約〇千台 (□□IC～▲▲IC)、約◎千台 (▲▲IC～××IC)

車 線 数 片側〇車線 (□□IC～■●IC)、片側◎車線 (■●IC～××IC)

(5)施工概要

交 通 規 制 約〇日規制

路 面 清 掃 約〇km

排水こう清掃 約〇km

事故復旧工事件数 約〇件

雪氷対策作業日数 約〇日

植栽作業 樹木剪定、草刈り等

補修工事 伸縮装置取替え等

(6)契約期間 令和〇年〇月〇日～令和□年□月□日（△日間）

(7)本工事は、全ての入札者から単価表の提出を求める工事である。

(8) (7)の単価表は原則として電磁的記録媒体（CD－R）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

(9)本工事は、工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び技術提案資料の提出を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

【施設保全工事の１．工事概要については下記を参考に記載する。】

１．工事概要

- (1)維持修繕作業名 ○○自動車道 施設保全工事
- (2)維持修繕作業場所 自) ○○県○○市○○町大字○○
至) △△県△△市△△町大字△△
- (3)作業内容 本工事は、○○道●●IC（含む）～△△IC（含む）他において、道路を構成する各部分の機能及び道路空間環境を一定の水準に保つため、交通規制、交通事故復旧・補修工事、清掃作業、緊急作業の各業務を年間を通じて総合的に実施するものである。
本工事の施工にあたっては、高速道路の通行車輛等に対する高度な安全管理、交通・気象特性等の現地状況を踏まえ、継続的な工事執行体制・迅速かつ適切な緊急出動体制等が要求される。
- (4)道路諸元（作業環境）【施工実績を設定した箇所等の作業環境を記載する。】
規 制 速 度 ○○km/h（□□IC～△△IC）
日平均断面交通量 約○千台（□□IC～△△IC）
車 線 数 片側○車線（□□IC～△△IC）
- (5)施工概要
交 通 規 制 約○日規制
道路照明灯具清掃 約○灯
トンネル照明灯具清掃 約○灯
標識照明灯具清掃 約○灯
事故復旧工事件数 約○件
補修工事 道路照明用安定器取替え等
- (6)契約期間 令和○年○月○日～令和□年□月□日（△日間）
- (7)本工事は、全ての入札者から単価表の提出を求める工事である。
- (8)(7)の単価表は原則として電磁的記録媒体（CD-R）で提出するものとする。ただし、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。
- (9)本工事は、工事目的物、施工方法及び仮設備計画に関する提案（以下「技術提案」という。）及び技術提案資料の提出を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2. 競争参加資格確認申請書の作成及び提出に関する事項

(1) 申請書等の提出

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書（競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）及び技術提案書を含む。）（以下「申請書等」という。）を提出するものとする。

(2) 申請書等の作成

確認資料及び技術提案書は入札説明書に基づき作成するものとする。

(3) 入札説明書、図面、仕様書等の入手方法

入札参加希望者は、入札説明書、知識確認実施要領、技能確認実施要領、契約書案、入札者に対する指示書、仕様書、単価表及び入札公告の写しを入札公告の日から令和○年○月○日（○）まで（土曜日、日曜日及び祝日【年末年始に入札手続期間が含まれる場合は「、祝日及び年末年始（令和●年12月29日から令和●年1月3日）」とする。】（以下「休日」という。）を除く）、入札情報公開システムにより提供する。<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/>

当案件のダウンロードに必要なパスワードは、「○○○○○○○」である。

なお、通信環境の不具合等やむを得ない事由により、上記交付方法による入手ができない者は、上記交付期間の毎日午前●時から午後●時まで、下記の場所において直接交付する。

西日本高速道路株式会社 ○○支社 総務企画部 経理課

(住 所) 〒〇〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇
(電話番号) 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

(4) 申請書等の提出期間及び場所

申請書等の提出期間及び提出場所は、下記のとおりとする。

- ①提出期間 令和〇年〇月〇日 (〇) から令和〇年〇月〇日 (〇) までの
休日を除く毎日午前〇時から午後〇時まで (ただし、郵送
(書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。) によるとき
は、期限までに上記 2. (3) へ必着させること。)
- ②提出場所 上記 2. (3) に同じ。
- ③提出方法 持参又は郵送。

【別途ヒアリングを実施する場合は、8. によるものとする。】

3. 知識確認等に関する事項

入札参加希望者の工事実施能力を確認するため、知識確認並びに技能確認 (以下「知識確認等」という。) を実施する。

(1) 知識確認

①内容

当該工事を適正に実施するうえで必要な〇〇〇〇【知識確認の出題内容に応じて記載する。例：施工管理、安全管理、維持作業、規制、雪氷対策作業等】に係る基礎知識について筆記 (択一式) による確認を行う。

②対象者

入札参加希望者が提出する確認資料に記載した主任 (監理) 技術者全てを対象者とする。

③知識確認実施時期 令和〇年〇月〇旬 (予定)

④入札参加希望者への通知

知識確認の実施日時、実施場所その他関係事項については、知識確認実施日の 7 日前までに入札参加希望者に別途通知する。

⑤知識確認の実施方法等の詳細については、上記 2. (3) の知識確認実施要領による。

(2) 技能確認

①内容

当該工事を適正に実施するうえで必要な〇〇〇〇【技能確認の内容に応じて記載する。例：交通規制】に係る技能を有するか否かの確認を行う。

②対象者

入札参加希望者が提出する確認資料に記載した主任 (監理) 技術者のうち、当社が抽出した 1 名及び入札参加希望者が任意で選定する〇〇〇〇【上記①と同様。例：交通規制】を行う作業員 (〇名程度) を対象とする。

③技能確認実施時期 令和〇年〇月〇旬 (予定)

④入札参加希望者への通知

技能確認の実施日時、実施場所その他関係事項については、技能確認実施日の 7 日前までに入札参加希望者に別途通知する。

⑤技能確認の実施方法等の詳細については、上記 2. (3) の技能確認実施要領による。

4. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

(1) 西日本高速道路株式会社契約規定実施細則 (平成 17 年細則第 7 号) 第 6 条に該当

しない者であること。

- (2) 開札時に、「平成○・○年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち、「道路保全土木工事」【施設保全工事の場合は「道路保全施設工事」と記載する。】の認定を受けていること。
- (3) 申請書等の提出期限の日（提出期限の日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの期間に、「西日本高速道路株式会社指名停止等事務処理要領」（平成17年要領第96号。以下「指名停止事務処理要領」という。）に基づき「地域●」において、指名停止を受けていないこと。
- (4) 配置予定技術者の資格及び工事経験について、次に掲げる①から③を満たすこと。

【道路保全工事の4. 競争参加資格 (4)①は下記を参考に記載する。】

- ①配置予定の主任（監理）技術者は、平成○年度以降【入札公告の年度から起算して15年前の年度とする。】に、断面交通量が□千台／日以上【発注対象道路の道路環境に応じ、技術審査会において適宜定めることができる。】の道路において「交通事故復旧・補修工事」、「清掃作業」、「緊急作業」、「雪氷対策作業」【雪氷対策作業の実績を求める場合のみ記載】のうちいずれかの作業（交通規制を含む。）の現場代理人又は主任（監理）技術者としての経験を有し、かつ、当該工事に対応する許可業種に係る主任（監理）技術者の資格を有する者であること。

【施設保全工事の4. 競争参加資格 (4)①は下記を参考に記載する。】

- ①配置予定の主任（監理）技術者が、平成○年度以降【入札公告の年度から起算して15年前の年度とする。】に、断面交通量が□千台／日以上【発注対象道路の道路環境に応じ、技術審査会において適宜定めることができる。】の道路において、道路附属物（道路照明、トンネル照明、配電線路等）の「交通事故復旧・補修工事」、「清掃作業」、「緊急作業」のうちいずれかの作業（交通規制を含む。）の現場代理人又は主任（監理）技術者としての経験及び当該工事に対応する許可業種に係る主任（監理）技術者の資格を有する者であること。
 - ②主任（監理）技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書等の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。
 - ③監理技術者にあつては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (5) 施工計画が適切であること。
 - (6) 知識確認等の結果、知識確認の点数（複数の者が確認を受けた場合は、その全ての者の平均点）が○○／100点以上であつて、技能確認の結果、当該工事を適正に遂行する能力を有すると認められた者を、契約期間中継続して配置できること。
 - (7) 当年度に履行中の当該工事の業績評価がCでないこと及び工事入札公告の前年度から起算した過去2年間（令和●・●年度）における当該工種の工事成績評価の平均点が2年連続で65点未満でないこと。
 - (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
 - (9) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①以下のいずれかの場合に該当する資本関係
 - I 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。
 - II 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。
 - ②以下のいずれかの場合に該当する人的関係
 - I 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3

項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

(イ) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

- a) 会社法第2第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b) 会社法第2第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- c) 会社法第2第15号に規定する社外取締役
- d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(ロ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ハ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

(ニ) 組合の理事

(ホ) その他業務を執行する者であつて、(イ) から (ニ) までに掲げる者に準ずる者

Ⅱ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社法更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

Ⅲ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③ 以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

Ⅰ) 組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。

Ⅱ) その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

5. 技術提案書の評価に関する事項

- (1) 競争参加者におけるより優れた技術力を適正に評価するため、提出された技術提案書の評価を実施する。
- (2) 提出された技術提案書に付与する技術評価点は、次項で示すとおり総合評価落札方式における価格以外の落札者を決定する要素となる。
- (3) 技術提案書の内容、記載方法、評価項目、技術評価項目、評価基準等は入札説明書による。

6. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、「入札価格」及び評価項目に係る技術的要素でもって契約の申込みを行い、入札価格が契約制限価格の範囲内である者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者が定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 2) 1) において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- 1) 技術評価点の最高点を●●点とする。なお、技術評価点1位の者が2者以上の場合、技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目、優劣を判断し最も優位な1者に対して、0.5点を別に付与する。
- 2) 技術評価点は、あらかじめ定めた評価項目ごとの技術提案項目毎に優／良／可で評価し、その結果得られた数値を合算することにより算出する。

①評価項目

- i) 工事目的物の性能・機能に関する事項（安定性）
- ii) 社会的要請に関する事項（交通の確保）
- iii) 社会的要請に関する事項（特別な安全対策）
- iv) 社会貢献に関する事項

②技術提案項目：評価項目を具体化したもの

- i) 作業時の施工体制
- ii) 緊急時の施工体制
- iii) 第三者に対する安全対策
- iv) 環境への取組みや障がい者雇用の取組み

- 3) 価格評価点は、入札価格に対する評価点数であり、審査対象基準価格と同額である価格評価基準額を100点とし、それを下回る場合は0点とする。
- 4) 入札価格と価格以外の技術的要素の総合評価は、入札参加者に付与された技術評価点と価格評価点を合算した評価値をもって行う。

- (3) 上記(2)2)に係る技術提案項目を具体化した、技術提案の内容は入札説明書による。
- (4) 上記(2)2)で求めた技術提案については、履行状況を踏まえて、受注者の責めに帰すべき事由により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、工事成績評定点を減ずるとともに、履行されなかった評価項目を再度評価し、評価された値に応じた未履行額を請負代金額から減ずる場合がある。

7. 低入札価格調査

上記6.(1)ただし書きの目的を達するため、本工事においては審査対象基準価格を設定し、評価値が最高である者の入札価格がこれを下回る場合は、入札手を保留し、当該入札者を対象として低入札価格調査を行う。

【確認資料のヒアリングを実施する場合のみ記載する】

8. ヒアリング

提出された確認資料に基づき下記のとおりヒアリングを実施する。なお、ヒアリングには、確認資料の内容を説明できる者が参加すること。

①開催日時：令和○年○月○日（○）から令和○年○月○日（○）までのうち、別途通知する日時とする。

②開催場所：西日本高速道路株式会社○○支社○○部○○課
（住 所）〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○区○○
（電話番号）○○○-○○○-○○○○

9. 入札書の提出期限、場所及び方法

- (1) 期限：令和●年●月●日（●）午後●●時●●分まで（ただし、郵送による入札については、期限までに上記2.(3)へ必着させること。）
- (2) 場所：上記2.(3)に同じ。
- (3) 方法：持参又は郵送。

10. 開札の日時及び場所

- (1) 期限：令和●年●月●日（●）午後●●時●●分
(2) 場所：上記 2. (3) の●●会議室

11. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。また、確認資料の差し替えは認められない。なお、病気、死亡等特別な理由により、やむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記 4. (4) 及び (6) に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると契約責任者が承認した者を配置しなければならない。

12. その他

- (1) 当該工事に係る次年度の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する場合がある。
(2) 提出された確認資料等は、返却しない。
(3) 手続に関する問い合わせ先は、上記 2. (3) に同じ。
(4) 本工事は単価契約のため、上記 1. (5) 施工概要の数量は契約を担保するものではない。
(5) 上記 4. (2) に掲げる工事競争参加資格の認定を受けていない者も上記 2. (4) により申請書等を提出することができるが、入札に参加するためには、開札時において、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けなければならない。
(6) 申請書等に虚偽を記述した者は、当該工事の競争参加資格を取り消すとともに、指名停止事務処理要領に基づく指名停止を行うことがある。
また、競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽を記述した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。さらに、無効の入札を行なった者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

【技術提案資料作成説明会を実施する場合】

- (7) 技術提案資料作成説明会を実施する。

【技術提案資料のヒアリングを実施する場合】

- (8) 技術提案資料のヒアリングを実施する。

以 上

標準例 1－2 入札公告・入札説明書例（道路保全土木工事）

入札公告・入札説明書

令和●年●月●日

(契約責任者)西日本高速道路株式会社

●長 ●● ●●

次のとおり、条件付一般競争入札に付すとともに、「1－11. 図書交付」に掲げる「入札関係書類」及びその他関係法令に定めるもののほか、本「入札公告・入札説明書」(以下「本公告」という。)に記載のとおり実施するので、入札参加者は、「入札関係書類」を熟読し、「入札者に対する指示書」を遵守した上で参加すること。

なお、各用語の定義については、「《別紙1 用語の定義》」に記載のとおり。

第1 調達手続の概要	
1-1. 工事名	●●工事
1-2. 契約担当部署	西日本高速道路株式会社 ●● ●● ●● (住 所)〒●●●●－●●●● ●●●●●●●●●●●●●●●● (TEL)●●●－●●●－●●● (FAX)●●●－●●●－●●● なお、関連情報を入手するための照会窓口も同様とする。
1-3. 落札方式	<総合評価落札方式(施工能力評価型)>(協議合意方式)【協議合意方式の場合に記載】 【協議合意方式の場合は以下のとおり記載】 ※詳細は「《別紙1 用語の定義》」、「第4 総合評価落札方式」及び「入札者に対する指示書」に定める「協議合意の方法」のとおり 【協議合意方式でない場合は以下のとおり記載】 ※詳細は「《別紙1 用語の定義》」及び「第4 総合評価落札方式」のとおり
1-4. 電子入札対象	【電子入札の場合は以下のとおり記載】 <対象> ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札留意事項」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/ 【電子入札以外の場合は以下のとおり記載】 <対象外>
1-5. 発注規模特例	【発注規模確定時点価格を設定している場合は以下のとおり記載】 <設定あり> ※詳細は「《別紙1 用語の定義》」のとおり 【発注規模確定時点価格を設定していない場合は以下のとおり記載】 <設定なし>
1-6. 継続契約方式	【継続契約方式を設定している場合は以下のとおり記載】 <設定あり> ※詳細は「《別紙1 用語の定義》」のとおりとし、後発工事とする工事及び随意契約

	条件は「別添 継続契約に係る事項」のとおりとする。 【継続契約方式を設定していない場合は以下のとおり記載】 <設定なし>
1-7. 条件付一般競争入札（期間短縮型）	【手続期間短縮を設定する場合は以下のとおり記載】 <設定あり> ※詳細は「≪別紙1 用語の定義≫」のとおり 【手続期間短縮を設定しない場合は以下のとおり記載】 <設定なし>
1-8. 一括審査方式	【一括審査方式により手続する場合は以下のとおり記載】 <設定あり> ※詳細は「≪別紙1 用語の定義≫」及び「別添 一括審査対象一覧」のとおり ※複数の工事に参加を希望する場合の詳細は「6-12. 申請書等の作成及び提出に関する留意事項」のとおり 【一括審査方式により手続する場合以外は以下のとおり記載】 <設定なし>
1-9. 契約金額の約定方法	<●●契約【約定方法を記載】> ※詳細は「≪別紙1 用語の定義≫」のとおり
1-10. 入札時の単価表の提出【総価契約以外の場合に記載】 入札時の工事費内訳書の提出【総価契約の場合に記載】	【総価契約以外の場合は以下のとおり記載】 <必要> 電子入札システムにより提出すること。 なお、提出された「単価表」は返却しない。 ※詳細は「電子入札留意事項」のとおり 【総価契約の場合は以下のとおり記載】 <必要> 電子入札システムにより提出すること。 なお、提出された「工事費内訳書」は返却しない。 ※詳細は「電子入札留意事項」のとおり
1-11. 図書交付	「入札者に対する指示書」に定める「入札関係書類」は、「9-2. 図書交付期間」に記載の期間、入札情報公開システムにより提供する。 https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/ ダウンロードに必要なパスワード「●●●●●●【パスワードを記載】」 また、「入札者に対する指示書」は、当社 Web サイト掲載の「入札者に対する指示書（工事：競争契約）」のとおりとし、その適用すべき内容については、「≪別紙2 入札者に対する指示書に係る本工事の方式・設定等について≫」を参照のうえ、従うこと。 https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/instruction/

第2 維持修繕作業概要	
2-1. 作業場所	自)●● 至)●●
2-2. 作業内容	●●

2-3. 道路諸元 (作業環境)	●●
2-4. 施工概算数量	●● 【単価契約の場合は以下のとおり記載】 数量は予定数量であり、契約数量を保証するものではない。
2-5. 使用する主要な 資機材	－
2-6. 契約期間	余裕期間制度の設定：＜設定なし＞ 令和●年●月●日～令和●年●月●日(●日間)
2-7. 週休2日促進工事	【週休2日促進工事の場合であって、その工種が(土木、土木補修、舗装、PC橋上部工、鋼橋上部工、橋梁補修改築、塗装、造園、道路付属物、道路保全土木)のいずれかである場合は以下のとおり記載】 ＜設定あり＞ なお、本工事は「工事工程表の開示工事」である。 ※詳細は「＜別紙1 用語の定義＞」及び「特記仕様書」のとおり 【週休2日促進工事の場合であって、その工種が(建築、電気、通信、管、トンネル非常用設備、受配電設備、遠方監視制御設備、伝送交換設備、交通情報設備、無線設備、トンネル換気設備、機械設備、道路保全施設)のいずれかである場合は以下のとおり記載】 ＜設定あり＞ ※詳細は「＜別紙1 用語の定義＞」及び「特記仕様書」のとおり 【週休2日促進工事でない場合は以下のとおり記載】 ＜設定なし＞
2-8. 概略発注方式	【概略発注方式を設定している場合は以下のとおり記載】 ＜設定あり＞ ※詳細は「＜別紙1 用語の定義＞」及び「特記仕様書」のとおり 【概略発注方式を設定していない場合は以下のとおり記載】 ＜設定なし＞
2-9. 入札前価格見積 方式	＜設定なし＞
2-10. 点在積算の特例	＜設定なし＞
2-11. 間接工事費の特 例	＜設定なし＞
2-12. ICT活用工事	【ICT活用工事の場合は以下のとおり記載】 ＜設定あり(ICT活用●●方式)＞ ※詳細は「＜別紙1 用語の定義＞」及び「特記仕様書」のとおり 【ICT活用工事でない場合は以下のとおり記載】 ＜設定なし＞
2-13. 土木工事積算に 係る特例	【熊本県における土木工事積算特例を設定する場合は以下のとおり記載】 ＜設定あり＞

	※詳細は「＜別紙1 用語の定義＞」及び「特記仕様書」のとおり 【熊本県における土木工事積算特例を設定しない場合は以下のとおり記載】 ＜設定なし＞
2-14. 特例監理技術者の配置	【建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者の配置を認める場合は以下のとおり記載】 ＜認める＞ ※詳細は「＜別紙1 用語の定義＞」及び「特記仕様書」のとおり 【建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者の配置を認めない場合は以下のとおり記載】 ＜認めない＞

第3 競争参加資格要件	
次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による本工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者は、競争に参加することができる。 なお、「6-2. 申請書等の提出期間、場所及び方法」に掲げる期間に申請書等を提出しない者又は契約責任者による本工事に係る競争参加資格確認の結果、競争参加資格がないと認められた者は、競争に参加することができない。	
3-1. 契約不適格者でないこと	審査基準日（「6-2. 申請書等の提出期間、場所及び方法」に示す申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、「西日本高速道路株式会社契約規程実施細則（平成17年細則第7号）」第6条の規定に該当しない者であること。
3-2. 有資格者であること	開札時において、以下の条件に該当すること。 「令和●●年度【資格年度を記載】西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち「●●」【求める工種を記載】の資格を有する者 ただし、「会社更生法（平成14年法律第154号）」に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法（平成11年法律第225号）」に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、「工事等競争参加資格登録の特例を定める要領（平成21年要領第41号）」に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。
3-3. 過去2年間の工事成績評定の平均点に関すること	西日本高速道路株式会社が発注し、入札公告の前年度から起算した過去2年間（令和●●年度・令和●●年度【入札公告の前年度から起算した過去2年度を記載】）に完成・引渡しが完了した工事における、当該工種の工事成績評定の平均点が2年連続で65点未満でないこと。
3-4. 地理的条件に関すること	【資格要件とする場合は以下のとおり記載】 ●● 【資格要件としない場合は以下のとおり記載】 ＜資格要件としない＞
3-5. 施工実績を有すること	審査基準日において、平成●●年【入札公告の日の前年度から起算した15年前の年度を記載】度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した次に示す同種工事の施工実績を有することとし、審査基準日までに別記様式2「同種工事の施工実績」が提出されていること。

	次のa)及びb)の施工実績を有すること。 a)●● b)●● 【注意事項】 ①次のⅠ～Ⅲのいずれかに該当する工事は、施工実績として認めない。 Ⅰ)西日本高速道路株式会社(旧日本道路公団含む)が発注した工事であって、評定 点合計が65点未満のもの Ⅱ)「国、地方公共団体及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律 (平成12年法律第127号)」2条第1項の政令で定める法人(以下、「他の機関」と いう。)が発注した工事であって、工事成績評定が一定の点数未満であるために 他の機関の競争入札において施工実績として認めていないもの Ⅲ)共同企業体の構成員としての施工実績のうち、出資比率が均等割の10分の6未 満のもの ②複数の施工実績を求める場合は、同種工事の項に掲げる各工事の施工実績を同一 の工事において有する必要はない。												
3-6. 施工計画が適正 であること	(1)各工種の作業内容 <table border="1"> <tr> <td>①交通規制</td><td>自らが規制を実施する規制作業</td></tr> <tr> <td>②交通事故復旧・補修工事</td><td>交通事故復旧、路面補修工事、道路附属施設等の補修工事</td></tr> <tr> <td>③清掃作業</td><td>道路及び道路附属施設(交通安全施設・交通管理施設等)の清掃作業</td></tr> <tr> <td>④緊急作業</td><td>交通事故、災害等で緊急を要する作業</td></tr> <tr> <td>⑤雪氷対策作業【雪氷対策作業の実績を求める場合】</td><td>凍結防止剤散布等の作業【当該契約(地域)の雪氷対策作業の内容を勘案し、各支社の技術審査会で設定したものを記載する。】</td></tr> <tr> <td>⑤植栽作業【雪氷対策作業の実績を求める場合:⑥】</td><td>のり面の草刈り、休憩施設等の芝生刈込、樹木の剪定、樹木等への薬剤散布などの施工</td></tr> </table> (2)各工種の作業内容 確認資料は、別記様式-4により、各小項目毎のスペースを図表等を含めA4サイズ5頁以内として作成するものとする。	①交通規制	自らが規制を実施する規制作業	②交通事故復旧・補修工事	交通事故復旧、路面補修工事、道路附属施設等の補修工事	③清掃作業	道路及び道路附属施設(交通安全施設・交通管理施設等)の清掃作業	④緊急作業	交通事故、災害等で緊急を要する作業	⑤雪氷対策作業【雪氷対策作業の実績を求める場合】	凍結防止剤散布等の作業【当該契約(地域)の雪氷対策作業の内容を勘案し、各支社の技術審査会で設定したものを記載する。】	⑤植栽作業【雪氷対策作業の実績を求める場合:⑥】	のり面の草刈り、休憩施設等の芝生刈込、樹木の剪定、樹木等への薬剤散布などの施工
①交通規制	自らが規制を実施する規制作業												
②交通事故復旧・補修工事	交通事故復旧、路面補修工事、道路附属施設等の補修工事												
③清掃作業	道路及び道路附属施設(交通安全施設・交通管理施設等)の清掃作業												
④緊急作業	交通事故、災害等で緊急を要する作業												
⑤雪氷対策作業【雪氷対策作業の実績を求める場合】	凍結防止剤散布等の作業【当該契約(地域)の雪氷対策作業の内容を勘案し、各支社の技術審査会で設定したものを記載する。】												
⑤植栽作業【雪氷対策作業の実績を求める場合:⑥】	のり面の草刈り、休憩施設等の芝生刈込、樹木の剪定、樹木等への薬剤散布などの施工												
3-7. 機器の製造実績 を有すること	<資格要件としない>												
3-8. 主要機器の保守 技術支援体制を 有すること	<資格要件としない>												
3-9. 入札参加資格停 止に関すること	審査基準日(審査基準日を含む。)から落札者を決定する日(決定する日を含む。)ま での期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領(平成17年 要領第96号)」に基づき、「地域●【措置地域を記載】」において、入札参加資格停止を												

	受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間に入札参加資格停止を受けていないこと。 ※詳細は「〈別紙1 用語の定義〉」のとおり
3-10.設計業者との資本・人的関係	<設定なし>
3-11.入札前価格見積書の提出に関する事	<資格要件としない>
3-12.資本・人的関係	審査基準日(審査基準日を含む。)から入札書提出期限の日(期限の日を含む。)までの期間に、競争に参加しようとする者の間に、資本・人的関係がないこと。 ※詳細は「〈別紙1 用語の定義〉」のとおり
3-13.特定JV結成に關すること	本工事は、特定建設工事共同企業体(本公告において「特定JV」という。)としての参加を認めない工事である。
3-14.有資格者でない者に関する留意事項	「3-2. 有資格者であること」を満たしていない者も申請書等を提出することができ、競争に参加するためには、開札の時に於いて、「3-2. 有資格者であること」を満たし、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
3-15.知識確認及び技術確認に關すること	知識確認の結果、知識確認の点数(複数の者が確認を受けた場合は、その全ての者の平均点)が●●／100点以上であって、技能確認の結果、当該工事を適正に遂行する能力を有すると認められた者を、契約期間中継続して配置できること。

第4 総合評価落札方式	
4-1. 技術評価点	(1)技術評価点の最高点は●●点【最高点を記載】とし、評価項目及びその配点は別紙「技術評価に係る評価指標と評価基準」のとおり。なお、技術評価点1位の者が2者以上の場合、技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目、優劣を判断し最も優位な1者に対して、0.5点を別に付与する。 (2)技術評価点は、別記様式-5～14によりあらかじめ定められた下記評価項目ごとの技術提案項目毎に技術提案を行い、その項目ごとに評価基準に基づく優／良／可の評価を受け、その結果得られた数値を合算することにより算出する。
4-2. 価格評価点	価格評価点は、以下に定めるところにより算定する。 なお、入札価格が価格評価基準額と同額の場合を100点とし、それを下回る場合は0点とする。 【算定式】 $X \geq X0 \text{ の場合: } Y = -(X - X0)^2 / (2 \times (100 - X0)) + 100$ $X0 > X \text{ の場合: } Y = 0$ この式においてX、X0及びYは、それぞれ次の値を表す。 X : 入札率 = 入札価格 / 契約制限価格 × 100 X0: 価格評価基準額 / 契約制限価格 × 100 Y : 価格評価点
4-3. 価格評価基準額	価格評価点を算定する基準である価格評価基準額は、「入札者に対する指示書」に定める「低入札に対する対応」に記載の審査対象基準価格と同額とする。

4-4. 「企業の高度な技術力」にかかる技術提案	<評価項目としない>												
4-5. 技術提案に関するペナルティ	実際の施工に際しては、技術提案書に記載した施工方法のうち評価の対象とした施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うこと。 受注者の責めに帰すべき事由により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。 なお、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、評価された項目ごとに以下のとおり工事成績評定点を減ずる措置を行う(ただし、減点の累計は最大で－●点までとする。)とともに、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことがある。 【技術審査会資料に基づき必要な評価項目を以下のとおり記載】 <table><tr><th>評価項目</th><th>減点事由</th><th>成績評定点の減点</th></tr><tr><td>①工事目的物の性能・機能に関する事項(安定性)</td><td>技術提案の内容どおり実施できなかった場合</td><td>－3点</td></tr><tr><td>②社会的要請に関する事項(交通の確保)</td><td>技術提案の内容どおり実施できなかった場合</td><td>－3点</td></tr><tr><td>③社会的要請に関する事項(別な安全対策)</td><td>技術提案の内容どおり実施できなかった場合</td><td>－3点</td></tr></table>	評価項目	減点事由	成績評定点の減点	①工事目的物の性能・機能に関する事項(安定性)	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	－3点	②社会的要請に関する事項(交通の確保)	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	－3点	③社会的要請に関する事項(別な安全対策)	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	－3点
評価項目	減点事由	成績評定点の減点											
①工事目的物の性能・機能に関する事項(安定性)	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	－3点											
②社会的要請に関する事項(交通の確保)	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	－3点											
③社会的要請に関する事項(別な安全対策)	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	－3点											
4-6. 技術提案書の作成及び提出に関する留意事項	技術提案資料の作成及び提出にあたっては、以下の①～⑥に留意すること。 ① 提出期間、場所及び方法 「6－2. 申請書等の提出期間、場所及び方法」のとおり。 ② 別記様式－5～11により技術提案書を作成し、1部を提出すること。ただし、技術提案のない場合は、別記様式－11の提出は不要とする。 ③ 別記様式－6及び7において記載される配置人数は、別記様式－8の技術提案の根拠となるものであることから、別記様式－8において記載される人数と適合するものでなければならない。 ④ 別記様式－9及び10の技術提案の根拠を示す資料を、別記様式－11により作成し提出すること。なお、別記様式－11について未提出の場合、又は、記載漏れがある場合は、当該技術提案項目にかかる技術評価点を付与しないものとする。 ⑤ 別記様式－6、7及び11については、契約後の予定に関する内容を記載したもので良い。 ⑥ 技術提案のない場合は、別記様式－8～10の所定の欄にその旨を記載すること。 なお、この場合、技術評価点は付与されないが、欠格とはならないものとする。 ⑦ 技術提案の内容については、契約後に履行義務を生じるものであり、受注者の責により当該内容を履行できない場合は、「6－6. 技術提案に関するペナルティの措置」の対象となること。 ⑧ 技術提案は、次年度に随意契約を締結した場合においても履行義務を負うこと。												

第5 知識確認等に関する事項	
当該工事への入札参加希望者の工事実施能力を確認するため、知識確認並びに技能確認(以下、「知識確認等」という。)を実施する。	
5-1. 知識確認の実施	① 内容 当該工事を適正に実施するうえで必要な〇〇〇〇【知識確認の出題内容に応じて記載する。例：施工管理、安全管理、維持作業、規制、雪氷対策作業等】に係る基礎知識について筆記(択一式)による確認を行う。 ② 対象者 入札参加希望者が提出する確認資料に記載した主任(監理)技術者全てを対象者とする。 ③ 知識確認実施時期 令和〇年〇月〇旬(予定) ④ 入札参加希望者への通知 知識確認の実施日時、実施場所その他関係事項については、知識確認実施日の7日前までに入札参加希望者に別途通知する。 ⑤ 知識確認の実施方法等の詳細については、別添「知識確認実施要領」による。
5-2. 技能確認の実施	① 内容 当該工事を適正に実施するうえで必要な〇〇〇〇【技能確認の内容に応じて記載する。例：交通規制】に係る技能を有するか否かの確認を行う。 ② 対象者 入札参加希望者が提出する確認資料に記載した主任(監理)技術者のうち、当社が抽出した1名及び入札参加希望者が任意で選定する〇〇〇〇【上記①と同様。例：交通規制】を行う作業員(〇名程度)を対象とする。 ③ 技能確認実施時期 令和〇年〇月〇旬(予定) ④ 入札参加希望者への通知 技能確認の実施日時、実施場所その他関係事項については、技能確認実施日の7日前までに入札参加希望者に別途通知する。 ⑤ 技能確認の実施方法等の詳細については、別添「技能確認実施要領」による。

第6 申請書等の作成及び提出並びに競争参加資格確認結果の通知	
6-1. 申請書等の作成	本工事の競争入札へ参加を希望する者は、別記様式1「競争参加資格確認申請書」、確認資料(別記様式—2～4)及び技術提案書(別記様式—5～14)(本公告において「申請書等」という。)を提出して、競争参加資格の審査及び技術提案の評価を受けなければならない。
6-2. 申請書等の提出期間、場所及び方法	(1)提出期間:「9-5. 申請書等の提出期間」のとおり。 (2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。 (3)提出方法:電子入札システムにより提出すること。 なお、電子入札システムにより提出する場合は、申請書等への押印は不要とし、持参又は郵送による場合は、押印を必要とする。

	※詳細は「電子入札留意事項」のとおり
6-3. 競争参加資格確認資料及び技術提案書類のヒアリング	<実施しない>
6-4. 技術的対話	<実施しない>
6-5. 再技術提案書の提出及びヒアリング	<実施しない>
6-6. 配置予定技術者のヒアリング	<実施しない>
6-7. 競争参加資格確認結果通知	競争参加資格確認結果については、「9-11. 競争参加資格確認結果通知予定日」までに通知する。
6-8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	競争参加資格がないと認められた者は、競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、契約責任者に対して説明を求めることができる。 (1)提出期限:「9-12. 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求期限」のとおり。 (2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。 (3)提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1-2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、別記様式-15「競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書」を持参又は郵送により提出すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム 受注者操作マニュアル（検証機能・説明請求機能）」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/ (4)回答方法:競争参加資格がないと認めた理由の説明を求められたときは、「9-12. 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求期限」の翌日から起算して5日以内に説明を求めた者に対し、入札情報公開システムにより回答するので、確認すること。 なお、紙入札方式による場合は書面により回答する。
6-9. 再苦情申立て	「6-8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」(4)の回答に不服がある者は、契約責任者に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。 (1)提出期限:「6-8. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明」(4)の回答を受け取った日から7日以内(休日は含まない) (2)提出場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。 (3)提出方法:別記様式-16「説明請求書」を持参することとし、郵送又は電送は受け付けない。
6-10. 設計業務成果品の貸与	<貸与しない>
6-11. 設計業務成果の	<閲覧不可>

閲覧	
6-12. 申請書等の作成及び提出に関する留意事項	(1) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 (2) 契約責任者は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。 (3) 提出された申請書等は、返却しない。 (4) 提出期限日以降における申請書等の差替え又は再提出は、いかなる場合にあっても認めない。 (5) 落札者は、確認資料に記載した内容は、やむを得ないと認められる場合を除き、当該工事において必ず遵守しなければならない。 (6) 申請書等に関する問合せ先 「1-2. 契約担当部署」に同じ。

第7 入札・開札・落札者の決定	
7-1. 入札書の提出期間及び方法	(1) 提出期間:「9-17. 入札書提出期間」のとおり。 (2) 提出方法:電子入札システムにより提出すること。紙入札方式による場合は、「1-2. 契約担当部署」まで持参又は郵送すること。
7-2. 開札日時及び場所	(1) 開札日時:「9-18. 開札日時」のとおり。 (2) 開札場所:「1-2. 契約担当部署」に同じ。
7-3. 落札者の決定	「1-3. 落札方式」及び「入札者に対する指示書」に定める「落札者の決定」のとおり。
7-4. 入札の無効	「入札者に対する指示書」に定める「入札の無効」のとおり。 なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に「第3 競争参加資格要件」に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。 また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消す。
7-5. 再度入札	「入札者に対する指示書」に定める「再度入札」のとおり。
7-6. 低入札価格調査	「入札者に対する指示書」に定める「低入札に対する対応」のとおり。

第8 その他	
8-1. 質問受付期間及び受付方法	(1) 本公告に対する質問がある場合においては、次に従い、提出すること。 ① 受付期間:「9-13. 質問書の受付期間」のとおり。 ② 提出方法:電子入札システムによることとし、提出した旨を「1-2. 契約担当部署」に電話連絡すること。紙入札方式による場合は、「1-2. 契約担当部署」まで持参又は郵送により提出すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子入札システム 受注者操作マニュアル（検証機能・説明請求機能）」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/e-bid/ (2) (1)の質問に対しては、入札情報公開システムにより回答するので確認すること。 https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/
8-2. 使用する言語及	契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

び通貨	
8-3. 手続における交渉の有無	<無>
8-4. 入札保証・契約保証	入札保証:<免除> 契約保証:<納付> ※契約保証に関する詳細は「入札者に対する指示書」に定める「契約の保証」のとおり
8-5. 契約書の作成	必要(原則、電子契約による) ※「契約書(案)」により作成することとし、株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコムが提供する電子契約サービス「CECTRUST-Lightサービス」を利用すること。 ※詳細は当社Webサイト掲載の「電子契約」のとおり https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/contract/
8-6. 支払条件	契約書(案)のとおり。
8-7. 火災保険付保の要否	●●工事共通仕様書【対象の名称を記載】(以下「共通仕様書」という。)[1-●-1 保険の付保【対象の条項を記載】]による。
8-8. 入札参加資格停止措置	申請書等に虚偽の記載をした場合、入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合においては、当該入札者に対し、入札参加資格停止の措置を講じることがある。
8-9. 監理技術者等を配置できること	現場代理人、主任技術者又は監理技術者(以下「監理技術者等」という。)の配置要件は以下のとおり。 なお、本工事は、競争参加資格として配置予定の監理技術者等について、別記様式—3により確認する工事であり、契約締結後に配置要件を満足しないことが判明した場合、契約解除かつ入札参加資格停止を行うことがある。 また、落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承諾された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、以下に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると承諾を得た者を配置しなければならない。 (1)現場代理人は常駐で配置できること(共通仕様書に定める現場における常駐を要しない期間を除く)。主任技術者又は監理技術者は建設業法に基づく配置ができること。 (2)監理技術者等が、平成●●年【入札公告の日の前年度から起算した15年前の年度を記載】度以降に元請けとして完成・引渡し完了した次に示すa)及びb)の【求める実績が2つ以上ある場合に記載】同種工事の経験を有すること。なお、当社が施工実績証明書の発行により証明した場合は、完成・引渡し完了した実績として取り扱うものとする。 【同種工事】 配置予定の主任(監理)技術者が、平成○年度以降【入札公告の年度から起算して15年前の年度とする。】に、断面交通量が□千台/日以上【当該道路と同程度の交通量を記載するものとし、当該道路の交通特性等を考慮して各支社の技術審

【査会で設定した内容を記載する(原則として千台単位)。】の道路において、以下のうちいずれかの作業(交通規制を含む。)の現場代理人又は主任(監理)技術者としての経験を有すること。ただし、建設業法に規定されていない作業工種においては、現場代理人に相当する契約上規定されている者を主任(監理)技術者とみなすものとする。また、配置予定の主任(監理)技術者は、複数名の候補者を登録してもよいこととするが、そのうち一人でも工事経験がない場合は不適格として競争参加資格がないものとする。

①交通規制	自らが規制を実施する規制作業
②交通事故復旧・補修工事	交通事故復旧、路面補修工事、道路付属施設等の補修工事
③清掃作業	道路及び道路付属施設(交通安全施設・交通管理施設等)の清掃作業
④緊急作業	交通事故、災害等で緊急を要する作業
⑤雪氷対策作業【雪氷対策作業の実績を求める場合】	凍結防止剤散布等の作業【当該契約(地域)の雪氷対策作業の内容を勘案し、各支社の技術審査会で設定したものを記載する。】

- (3)配置予定の主任(監理)技術者が、「土木一式工事」又は「とび・土工・コンクリート工事」に係る主任(監理)技術者資格を有すること。なお、配置予定の主任(監理)技術者は、複数名の候補者を登録してもよいこととするが、そのうち一人でも建設業法第 26 条に適合しない場合は不適格として競争参加資格がないものとする。
- (4)主任技術者又は監理技術者にあつては、共通仕様書「1-7-1 現場代理人等の所属」に該当する者であること。
- (5)監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

8-10.設計管理技術者等を配置できること

<確認項目としない>

8-11. 契約後VE方式

<設定なし>

8-12.当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無

<無>

8-13.人権尊重の取組の推進

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会

議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

第9 手続きに関する日程		
「1－2. 契約担当部署」における受付は、各期間のうち、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)(「休日」という。)を除く毎日午前10時00分から午後4時00分までとする。		
申請書等の提出に関する日程		
8-1. 入札公告日	令和●年●月●日(●)	
8-2. 図書交付期間	令和●年●月●日(●)から	令和●年●月●日(●)まで
8-3. 設計業務成果品の貸与に関する申込期間	—	—
8-4. 設計業務成果品の閲覧期間	—	—
8-5. 申請書等の提出期間	令和●年●月●日(●)から	令和●年●月●日(●)午後4時00分まで
8-6. 競争参加資格確認資料等のヒアリング期間	—	—
8-7. 技術的対話実施期間	—	—
8-8. 再技術提案書の提出期間	—	—
8-9. 再技術提案書のヒアリング期間	—	—
8-10. 配置予定技術者のヒアリング期間	—	—
8-11. 競争参加資格確認結果通知予定日	令和●年●月●日(●)	
8-12. 競争参加資格がないと認めた理由の説明要求期限		令和●年●月●日(●)午後4時00分まで
8-13. 質問書の受付期間	令和●年●月●日(●)から	令和●年●月●日(●)午後4時00分まで
入札前価格見積方式に関する日程		
8-14. 入札前価格見積書の提出期間	—	—
8-15. 入札前価格見積方式に関する技術確認期間	—	—
8-16. 入札前価格見積方式に関する最終見積書提出期限		—
入札書の提出等に関する日程		
8-17. 入札書提出期間	令和●年●月●日(●)から	令和●年●月●日(●)午前11時00分まで
8-18. 開札日時	令和●年●月●日(●)午前●時●分	

≪別紙1 用語の定義≫	
1. 価格落札方式	契約制限価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする方式をいう。
2. 総合評価落札方式	民間企業の有する技術力を活用して工事目的物の品質を確保するため、入札者に入札価格及び価格以外の技術的な要素をもって契約の申込みをさせ、これらを総合的に評価することにより、当社にとって最適な落札者を決定する方式をいう。 なお、入札価格と価格以外の技術的な要素がもたらす総合評価は、「技術評価点」と「価格評価点」を合算した評価値をもって行う。 ≪施工実績確認型≫ 技術的難易度が低い工事のうち、技術的な工夫の余地が小さい工事(ただし、政府調達協定基準額以上のものを除く。)において、過去の施工実績その他の技術力を技術提案として、入札価格と総合的に評価するものをいう。 ≪施工能力評価型(簡易型)≫ 技術的難易度が低い工事のうち、技術的な工夫の余地が大きい工事(ただし、政府調達協定基準額以上のものを除く。)において、会社が示した設計図書に基づき適切かつ確実に工事を遂行する能力を有しているかを確認するために、企業や配置予定技術者の施工実績、成績評定、表彰その他の技術力を技術提案として、入札価格と総合的に評価するものをいう。 ≪施工計画提案型(標準型)≫ 技術的難易度が高い工事において、標準案の内容や施工方法に係る技術提案を求めるもので、総合的なコスト、工事目的物の性能・機能等、安全対策、交通・環境への影響、工期の短縮、工事中のコスト削減につながる提案その他の観点から、技術力と入札価格とを総合的に評価するものをいう。 ≪高度技術提案型≫ 技術的難易度が特に高い工事において、標準案を示すことなく、又は標準案として示す内容を小さくして工事目的物や施工方法に係る高度な技術提案を求めるもので、強度、耐久性、維持管理の容易さ、環境の改善への寄与、景観との調和、ライフサイクルコストその他の観点から、技術力と入札価格とを総合的に評価するものをいう。
3. 協議合意方式	契約制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がなかった場合に、最低の価格をもって入札した者又は価格及びその他の条件が当社にとって最も有利な者を協議対象者とし、協議を経て落札者を決定する方式をいう。 なお、本方式による場合、本公告及び「1－9. 図書交付」に掲げる「入札関係書類」中「契約制限価格」とあるのは「契約参考価格」と読み替える。
4. 発注規模特例	契約責任者、競争参加資格条件及びその他の条件を、契約制限価格にかかわらず、本工事の入札公告時における発注規模に基づき設定する特例をいう。
5. 継続契約方式	当初発注工事の後に発注する工事(以下「後発工事」という)に随意契約(特命契約)の協議を可能とする条件を付帯することで、当初発注工事の受注者と随意契約(特命契約)により継続して契約手続きを行うことができる方式をいう。
6. 条件付一般競争入札(期間短縮型)	小規模でかつ定期的に発注を繰り返す技術的工夫の余地が特に小さい工事を迅速に実施するため、条件付一般競争入札の入札契約事務手続きを短縮するものをいう。

7. 一括審査方式	同時期に競争参加資格要件及び技術提案項目が共通する案件を複数発注する際に、一括して申請及び審査を実施し、審査結果を複数の案件に共通して適用する方式をいう。 なお、入札参加希望者は、複数の案件の全てに参加を表明する必要はなく、参加希望の案件を選択できる。
8. 契約金額の約定方法	≪総価単価契約≫ 契約の内容に対する総価額でもって契約金額を約定することに加え、契約の目的物等の項目ごとに単位あたりの価格を約定するもの。 ≪総価契約≫ 契約の内容に対する総価額でもって契約金額を約定するもの。 ≪単価契約≫ 契約の内容又は性質上、数量を確定することができない場合において、契約の目的物等の項目ごとに単位あたりの価格を約定し、その給付の実績によって契約金額を算定するもの。
9. 余裕期間制度	受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間(契約締結日から工事の始期日までの期間)を設定し、当社が定めた一定の期間内において落札者が工事の始期日を任意に設定することができる制度をいう。 受注者は、当社との協議を経た上で、落札後7日以内に工期通知書により工事の始期日を通知すること。 なお、余裕期間内は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者を設置することを要しない。 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置、工場製作を含む工事における工場製作等、工事の着手を行ってはならないが、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うこと。 また、低入札価格調査等により、当社が指定した工事開始期限以降に契約締結となった場合には、余裕期間を設定することはできず、本公告中「工事の始期日」とあるのは「契約締結日の翌日」と読み替える。
10. 週休2日促進工事	週休2日を前提とした工事費及び工期を確保した工事(発注者指定方式)をいい、工期内の全ての週において週休2日を確保するものとし、工期期間内の全ての週において週休2日を確保できなかった場合は、工事成績評価において減点措置を行う場合がある。 なお、「工事工程表の開示工事」とは、工期設定の根拠とした工事に必要な関係機関との協議、地元協議、用地確保等の進捗状況を踏まえた工事工程表を開示することにより、適切な工期設定の取組みを行う工事をいう。
11. 概略発注方式	概略発注部分の単価項目の金額を他の特定の単価項目の金額に対する率計上により積算することにより、入札価格算出の簡素化を目的とする方式をいう。
12. 入札前価格見積方式	会社が指定した項目にかかる、競争参加を希望する者、被指名者又は随意契約の相手方からの見積に関する審査及び必要に応じた技術確認を経て、積算金額を算出し契約制限価格に反映する方式をいう。

13. 点在積算の特例	施工箇所が点在する工事では、共通仮設費及び現場管理費について標準積算と施工実態に乖離が考えられるため、地区ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する特例をいう。
14. 間接工事費の特例	「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という。)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合が考えられる工事において、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終設計変更時点で設計変更する特例をいう。 営 繕 費:労働者の送迎費、宿泊費、借上費 (宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る) 労務管理費:募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
15. ICT活用工事	国土交通省が提唱するi-Construction に基づき、ICTの全面的活用を図るため、3次元データを活用する工事をいう。 なお、「ICT活用指定方式」及び「ICT活用希望方式」の詳細については「特記仕様書」のとおり。
16. 土木工事積算に係る特例	間接工事費(率分)のうち共通仮設費を1.1倍、現場管理費を1.1倍して積算する特例をいう。
17. 特例監理技術者の配置	建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認める工事をいう。
18. 入札参加資格停止の措置地域	「地域1」 福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県(※1)、奈良県、和歌山県及び岡山県(※2) 「地域2」 兵庫県(※3)、鳥取県、島根県、岡山県(※4)、広島県及び山口県(※5) 「地域3」 徳島県、香川県、愛媛県及び高知県 「地域4」 山口県(※6)、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県 ※1 地域2にかかる部分を除く。 ※2 山陽自動車道のうち兵庫県と岡山県の境界から備前インターチェンジまでの区間に限る。 ※3 中国自動車道のうち佐用インターチェンジから兵庫県と岡山県の境界までの区間に限る。 ※4 地域1にかかる部分を除く。 ※5 地域4にかかる部分を除く。 ※6 関門橋のうち下関インターチェンジから山口県と福岡県の境界までの区間及び関門トンネルのうち下関市大字棕野から山口県と福岡県の境界までの区間に限る。

19. 資本・人的関係	競争に参加しようとする者の間に、以下の①～③のいずれかに該当する関係がないことをいう。 ①以下のいずれかの場合に該当する資本関係 I)子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合。 II)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。 ②以下のいずれかの場合に該当する人的関係 I)一方の会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。 株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。 a)会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 b)会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 c)会社法第2条第15号に規定する社外取締役 d)会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。) 組合の理事 その他業務を執行する者であって、からまでに掲げる者に準ずる者 II)一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。 III)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。 ③以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係 I)組合(共同企業体を含む。)とその構成員が同一の入札に参加している場合。 II)その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
20. 不落札協議方式	契約制限価格の範囲内の価格をもって申込みをした者がなかった場合に、当該入札に参加した者と技術的協議(以下「不落札協議」という。)を行い、内容審査の結果、入札参加者が提示した単価、歩掛り、施工方法その他の技術的事項に妥当性があると認められるときは、会社の積算基準による設計価格に代えて当該不落札協議の結果を用いて設計価格を定め、これに基づく契約制限価格により見積競争を行う方法により再発注する方式をいう。
21. 契約後VE方式	契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させる

	ことなく請負代金額の低減を可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、当社に提案できる方式をいう。提案が適正であると認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行う。
--	---

≪別紙2 入札者に対する指示書に係る本工事の方式・設定等について≫	
1. 入札方式	条件付一般競争入札
2. 落札決定の方法	総合評価落札方式
3. 契約金額の約定方法	●●契約【約定方法を記載】
4. 工種	【工種を記載】
5. 不落札協議の設定	不落札協議設定無
6. 協議合意方式の設定	【設定がある場合は以下のとおり記載】 協議合意方式設定有 【設定がない場合は以下のとおり記載】 協議合意方式設定無
7. 契約保証の要否	契約保証納付要
8. 余裕期間制度の設定	【設定がある場合は以下のとおり記載】 余裕期間制度設定有 【設定がない場合は以下のとおり記載】 余裕期間制度設定無
9. 継続契約方式の設定	【設定がある場合は以下のとおり記載】 継続契約方式設定有 【設定がない場合は以下のとおり記載】 継続契約方式設定無
10. 概略発注方式の設定	【設定がある場合は以下のとおり記載】 概略発注方式設定有 【設定がない場合は以下のとおり記載】 概略発注方式設定無
11. 特定 JV の参加	【特定JVの参加を認める場合は以下のとおり記載】 特定 JV の参加を認める 【特定JVの参加を認めない場合は以下のとおり記載】 特定 JV の参加を認めない
12. 自己採点方式の設定	【設定がある場合は以下のとおり記載】 自己採点方式設定有 【設定がない場合は以下のとおり記載】 自己採点方式設定無

別記様式－１（競争参加資格確認申請書）

競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

西日本高速道路株式会社

●●支社長 ●● ●● 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電話番号

令和 年 月 日付けで入札公告のありました（件名を記載）に係る競争に参加する資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、（件名を記載）の入札公告において示された競争参加資格にかかる要件について、以下のとおり宣誓するとともに、添付書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

○当社は、西日本高速道路株式会社契約規程実施細則第６条に該当する法人ではありません。

○当社と資本関係又は人的関係のある者は、本契約手続きには参加しません。

○今後、落札者決定までの間において上記宣誓事項に変更が生じた場合は、速やかに書面をもって契約責任者宛に申し出ます。

記

- 1 入札公告の記４の（４）に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 2 入札公告の記４の（５）に定める施工計画を記載した書面
- 3 ○○○○【必要に応じて記載】

注1 返信用封筒として、表に貴社の住所、氏名を記載し、所定の料金の切手を貼った長３号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

別記様式－２（確認資料例）

令和 年 月 日

〇〇支社長 殿

業 者 コ ー ド^{注１）}

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

担 当 者 氏 名

電 話 番 号

印

確認資料の提出について

令和 年 月 日付けで、競争参加資格確認申請書のありました (件名を記載) 保全工事 の確認資料を提出します。

記

提出資料	確認資料	正 １ 部
		写 １ 部

注１）業者コードは、西日本高速道路株式会社ホームページに掲載している「有資格者名簿」に記載しているので確認すること。

注２）技術提案書は表紙を除き、提案者が特定できるような社名、ロゴタイプ等を記載しないこと。

以 上

別記様式－３（確認資料例）

配置予定技術者の資格及び工事経験

会社名

配置予定主任（監理）技術者の氏名	法令による 免許・国家資格等	備 考
◆ ◆ ◆ ◆	◆年 １級施工管理技士（取得年及び登録番号） 指定建設業 監理技術者資格（取得年及び登録番号） 監理技術者講習（取得年及び修了証番号）	

・配置予定主任（監理）技術者は、複数名の記入を可とするが、必ずこのリストの中から配置するものとする。

配置予定技術者の氏名	主 監	工事内容	交通規制	工 事 名 称 等					交通量等	備 考
				工 事 名	工事場所	工 期	発注者名	従事役職		
〇〇 〇〇	主	清掃作業	有	〇〇作業	〇〇県〇〇市 〇〇町字〇〇	H〇年～ H〇年	〇〇公団	現場代理人		観測地点：〇〇〇〇 交通量：〇〇千台／日 道路名：〇〇道路
◆ ◆ ◆ ◆	監	交通事故復旧 ・補修工事	有	△△工事	△△県△△市 △△町字△△	H△年～ H△年	△△市 道路公社	主任技術者		観測地点：〇〇〇〇 交通量：△△千台／日 道路名：△△高速△号

- 注） ①工事経験を有する配置予定技術者は、複数名の記入を可とするが、必ずこのリストの中から配置するものとする。
- ②工事経験を有する配置予定技術者は、工事経験があれば配置予定主任（監理）技術者と同一人物を記載しても可とする。
- ③工事（作業）内容は、施工実績が確認できるよう作業内容等を具体的に記入すること。
- ④平成〇年度以降【入札公告の年度から起算して１５年前の年度とする。】に施工した工事のうち代表的なものを記載すること。
- ⑤主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは確認資料提出以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。【緊急の必要その他やむを得ない事情がある場合については記載しないものとする。】
- ⑥監理技術者を配置する場合にあっては、必ず監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。
- ・平成１６年２月２９日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者
 - ・平成１６年２月２９日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成１６年３月１日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者【平成２１年２月２８日まで準ずる者を認めるものとする。】
- ⑦監理技術者にあっては、監理技術者資格者証の写し（表裏とも）及び監理技術者講習修了証の写し（表のみ）を添付すること。また、監理技術者資格者証により直接的かつ恒常的な雇用関係が明確に判断できない場合には、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）を添付すること。
- ⑧主任技術者、監理技術者ともに国家資格を必ず記入し、監理技術者は監理技術者資格者証の取得年及び登録番号並びに監理技術者講習修了証の取得年及び修了証番号を必ず記入すること。
- ⑨主任技術者の場合は資格・免許等確認できる書類の写しを添付すること。

別記様式－４（確認資料例）

施 工 計 画

本施工計画の記述にあたっては、〇〇自動車道施設保全工事に関する入札公告及び工事の概略を示す図面等を基に、「施工計画に関する記入上の注意事項」に従って下記の項目について記述するものとする。

なお、記述は本様式および説明用の図表を含めて各小項目についてA４サイズ５枚以内に収めるものとする。

1. 当該道路の沿道状況、気象特性、交通特性及び道路構造の特徴について

(1)-1 沿道状況

(1)-2 気象特性

(1)-3 交通特性

(1)-4 道路構造

2. 業務実施体制

- ・通常時及び緊急時の業務実施体制における次の事項について記述する。

(2)-1 通常時

(2)-2 緊急時

3. 施工計画に関する技術的所見【(3)-1～(3)-6の各項目A４サイズ５枚以内】

(3)-1 交通規制

(3)-2 交通事故復旧・補修工事

(3)-3 清掃作業

(3)-4 緊急作業

(3)-5 雪氷対策作業【雪氷対策作業の実績を求める場合】

(3)-5 植栽作業【雪氷対策作業の実績を求める場合：(3)-6】

4. 安全対策に関する事項

5. 出来形（品質）管理に関する技術的留意事項

6. 光ファイバーケーブル等埋設物損傷事故防止のための留意事項

7. 産業廃棄物の処理方法について関連法令等を遵守するための留意事項

「施工計画に関する記入上の注意事項」

施工計画の記入にあたって、以下の事項に留意して記入すること。なお、1項目（小項目を含む）でも記述のない場合や記述されているが内容が不適切な場合は不適格として競争参加資格がないものとする。

【以下を参考にして、当該道路の沿道状況、気象特性、交通特性及び道路構造の特徴を考慮して各支社の技術審査会で設定された内容を記載する。】

(1) 当該道路の沿道状況、気象特性、交通特性及び道路構造の特徴

- ・当該道路の沿道状況、気象特性、交通特性及び道路構造の特徴について記述する。

(2) 業務実施体制

- ・通常時及び緊急時の業務実施体制における次の事項について記述する。

(2)-1 通常時

- ・通常時における表－2の1)～5) 【雪氷対策作業の実績を求める場合：6】の作業を踏まえた班編成とその職務分担及び命令系統。また、班編成毎の作業員を含めた総人員数（概数）及び資格・免許取得者の配置。

(2)-2 緊急時

- ・休日又は夜間に交通事故等により緊急作業が必要になった場合の連絡体制、連絡方法及び西日本高速道路株式会社〇〇管理事務所までの参集所要時間。なお、当社が求める緊急時の参集所要時間は〇〇分以内 【参集所要時間については、当社が求める参集時間を必ず記載するものとする。なお、記載する参集時間は概ね1時間以内を目安とするが、当該区間の沿道状況、気象特性、交通特性及び道路構造等を鑑み、各支社の技術審査会で設定する。】とする。

(3) 施工計画に関する技術的留意事項

- ・下記項目の業務実施のための作業手順や留意事項について具体的に記述する。

(3)-1 交通規制

- ・〇〇規制 【記載する交通規制は、交通に影響が生じる車線規制や片側交互規制等から選定するものとし、各支社の技術審査会で設定する。】に関する具体的作業手順と、各段階における一般車両の安全に関する留意事項について記述する。

(3)-2 交通事故復旧・補修工事

- ・事故復旧作業としてガードレール取替工を実施するための具体的な作業手順と、交通規制区域内の安全対策及び交通規制区域への車両の出入時の安全に関する留意事項について記述する。
- ・橋梁の荷重支持型ゴムジョイントの取替工を実施するための具体的な作業手順と作業上注意すべき技術的留意事項について記述する。
- ・舗装の段差修正工を実施するための具体的な作業手順及び作業上注意すべき技術的留意事項について記述する。

(3)-3 清掃作業

- ・路面清掃Aにおける作業方法と一般車両に対する安全対策に関する留意事項について記述する。

- ・路面清掃Cにおける作業方法と一般車両に対する安全対策に関する留意事項について記述する。

(3) -4 緊急作業

- ・軽油を積んだタンクローリーの横転事故によりその積載物が流出した場合に、その流出を防止する具体的な対応策、作業手順及び第三者への被害防止の観点から留意事項について記述する。
- ・異常気象における道路構造物の損害を未然に防ぐための事前準備及び事前対策について、以下の事象毎に具体的に記述する。

① 異常降雨が予想される場合

② 異常降雪が予想される場合【雪氷対策作業の実績を求める場合】

② 台風等により暴風が予想される場合【雪氷対策作業の実績を求める場合：③】

(3) -5 雪氷対策作業【雪氷対策作業の実績を求める場合】

- ・凍結防止剤散布作業の具体的な作業手順及び散布方法について記述する。
- ・除雪トラックによる除雪作業の具体的な作業手順及び除雪方法、並びに除雪時における一般車両等に対する安全対策について記述する。

(3) -5 植栽作業【雪氷対策作業の実績を求める場合：(3)-6】

- ・切土のり面の草刈作業における、具体的な作業手順及び作業員や一般車両に対する安全対策に関する留意事項について記述する。

(4) 安全対策に関する事項

- ・作業全般の安全管理体制と作業員への安全教育について具体的に記述する。

(5) 出来形（品質）管理に関する技術的留意事項

- ・道路保全工事全般における、出来形（品質）管理体制について記述するとともに、下記補修工事について、その出来形（品質）管理に関する留意事項について記述する。

① 橋梁の荷重支持型ゴムジョイント取替工事

② 舗装の段差修正工事

(6) 埋設物損傷事故防止のための留意事項

- ・光ファイバーケーブル等の埋設物損傷事故防止のための留意事項について記述する。

(7) 産業廃棄物の処理方法について関連法令等を遵守するための留意事項について記述する。

別記様式－5（技術提案）

令和 年 月 日

〇〇支社長 殿

業者コード（注1）

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

担当者氏名

電 話 番 号

技術提案書の提出について

令和 年 月 日付けで、入札公告のありました〇〇道路保全工事に応募したいので、技術提案書を提出します。

記

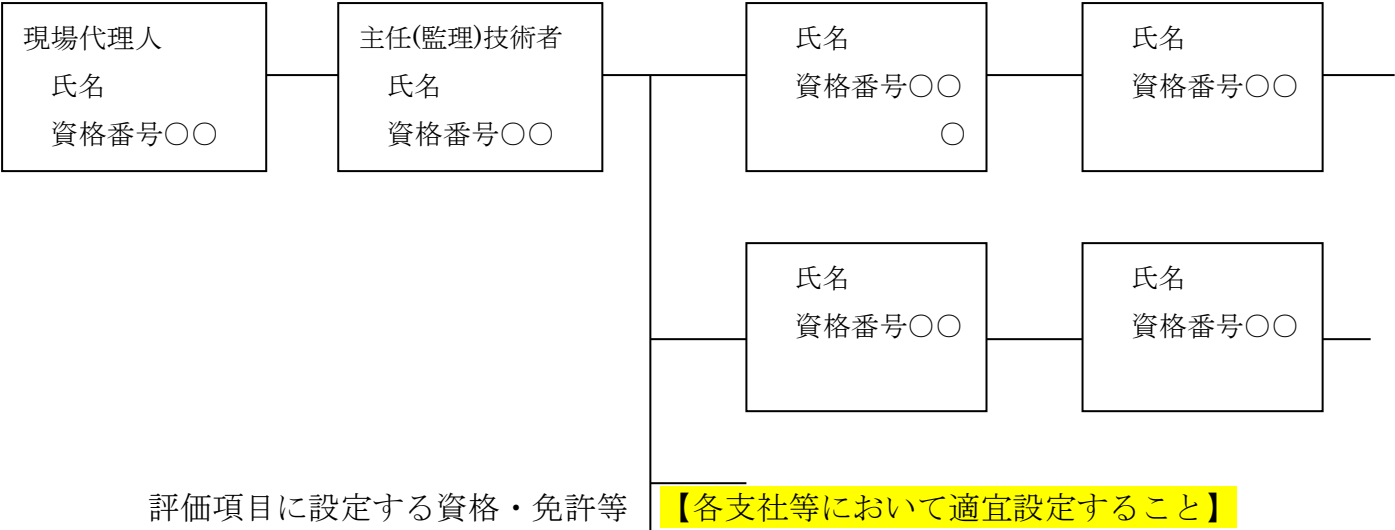
提出資料 技術提案書 正1部

注1）業者コードは、西日本高速道路株式会社ホームページに掲載している「有資格者名簿」に記載しているので確認すること。

注2）技術提案書は表紙を除き、提案者が特定できるような社名、ロゴタイプ等を記載しないこと。

別記様式－ 6 （技術提案書例）

業務体制の提案



資格・免許等		配置 人数	資格・免許等		配置 人数	資格・免許等		配置 人数
①	監理技術者(土木工事)		⑦	小型移動式クレーン運転技能講習者		⑬		
②	一、二級土木施工管理技士		⑧	玉掛技能講習者		⑭		
③	一、二級造園施工管理技士		⑨	大型運転免許保持者		⑮		
④	一、二級建設機械施工管理技士		⑩	大型特殊運転免許保持者		⑯		
⑤	一、二級舗装施工管理技術者		⑪	高所作業運転技能講習者		⑰		
⑥	交通誘導警備（一級、二級）又は警備員指導教育責任者		⑫			⑱		

- ※ 技術提案書（様式－ 8 ）の人数内訳を記載する。
- ※ 資格、免許、講習修了等の証明する書類の写しを提出すること。（提出がない場合は評価対象としない。）
- ※ 元請の所属を証明する書類(監理技術者資格者証（所属建設業者（乙）を記載した証）、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）を提出すること。（提出がない場合は評価対象としない。）
- ※ 提案を有とした場合は、評価基準に記したの最低人数については契約締結後も履行義務を負い生じ、この人数を配置できない場合はペナルティー額の請求対象となる。
- ※ 記載した者が、病気、死亡等の特殊な事情により、配置できない場合は、監督員の承諾を得て同等以上の資格を有する者を配置することができる。
- ※ この配置提案の内容は提出する確認資料の施工計画書及び受注後の作業計画書に反映させること。（評価基準に記した人数を満足する記載とすること）

別記様式－ 7 （技術提案書例）

有資格者一覧

【支社で定めた提案項目に従い記載する。】

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
資格 有資格者名	監 理 技 術 者 （ 土 木 ） の 資 格 を 有 す る 者	一、二級（土木）土木 施 工 管 理 技 士	一、二級造園施工管理 技 士	一、二級建設機械施工 管 理 技 士	一、二級舗装施工管理 技 術 者	交 通 誘 導 警 備 一 級・二 級、 警 備 員 指 導 教 育 責 任 者	小 型 誘 導 式 ク レ ン 運 転 技 能 講 習 者	玉 掛 技 能 講 習 者	大 型 運 転 免 許	大 型 特 殊 運 転 免 許 保 持 者	高 所 作 業 運 転 技 能 講 習 者
〇〇 〇〇											
〇〇 〇〇											
〇〇 〇〇											
〇〇 〇〇											
〇〇 〇〇											
〇〇 〇〇											
〇〇 〇〇											
〇〇 〇〇											
合計	□名	□名	□名	□名	□名	□名	□名	□名	□名	□名	□名

- ※ 技術提案書（様式－ 8 ）の人数内訳を記載する。
- ※ 資格、免許、講習修了等の証明書類の写しを提出すること。
- ※ 元請の所属の証明書類（監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可））を添付すること。
- ※ 根拠となる証明書類等が添付されていない場合は評価対象としない。
- ※ 提案を有とした場合は、評価基準に記したの最低人数については契約締結後も履行義務を負い生じ、この人数を配置できない場合はペナルティー額の請求対象となる。
- ※ 提案した場合、評価基準の最低人数は契約後も履行義務を生じ、配置できない場合はペナルティー額の対象となる。
- ※ 記載した者が、病気、死亡等の特殊な事情により、配置できない場合は、監督員の承諾を得て同等以上の資格を有する者を配置することができる。
- ※ 業務体制の提案は、提出する確認資料の施工計画及び受注後の作業計画書に反映するものとする。（評価基準に記した人数を満足する記載とすること）

別記様式－８（技術提案書例）

作業時の施工体制（○／○）【支社等で定めた提案項目に従い記載する。】

技術提案項目	評価基準	技術評価点			提案内容	
		優	良	可		
技術者の配置提案①	元請に所属する監理技術者（土木工事業）の有資格者○名以上を現場事務所又は業務の履行場所に常時配置可能であれば優と評価し技術評価点付与 ※配置する主任（監理）技術者も含む ※提案の履行義務を負うのは、上記の○名であり、提案に記載する人数はこの人数を超えて記載してもよい。	1	—	0	提案の有無（ ） 無 有の場合 監理技術者（土木工事業）の配置人数□人	
技術者の配置提案②	○○について○○であれば評価し技術評価点付与【支社等の長が定める】	1	—	0		
	〃					
	〃					
	〃					

※提案の根拠となる資料も添付すること。（有資格者証等の写し）

※会社の所属を確認するため、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）を添付すること。

※根拠となる書類が添付されていない場合は当該技術提案項目に対する技術評価点は付与しない。

※人数内訳は、様式－７による。

別記様式－ 9 （技術提案書例）

緊急時の施工体制 （○／○）【支社で定めた提案項目に従い記載する。】

技術提案 項目	評価基準	技術評価点			提案内容 (概要)	
		優	良	可		
緊急時の 参集提案	緊急時（警戒体制等発令時での監督員からの待機指示時）において、監督員より召集要請後、緊急作業の初期対応に従事するため 元請に所属する職員○名以上が△△管理事務所に ○20（30）分以内に参集可能であれば優 ○40（60）分以内参集可能であれば良 と評価し技術評価点付与 ※提案の根拠となる考え方を別紙提案書様式 1 1 に記載すること。 また、提案の根拠は契約後の予定の考え方を詳細に記載しても良い。 （補足資料があれば添付すること。）	2	1	0	提案の有無 有（ ） 無（ ） 有の場合 提 案： ※提案例：監督員召集要請後○分以内に職員○名以上が△△管理事務所に参集可能。	
緊急時の 参集提案 (全般)	○○について○○であれば評価し技術評価点付与【支社等の長が定める】	2	1	0		
	//					

※技術提案の根拠の提出がない場合及び技術提案の根拠に記載漏れのある場合は、当該技術提案項目に対する技術評価点は付与しない。

別記様式－10（技術提案書例）

第三者に対する安全対策に関する提案（○／○）【支社で定めた提案項目に従い記載する。】

評価指標	評価基準	技術評価点			提案内容
		優	良	可	
交通規制を伴う路上作業において、一般車両に対する事故を防止・軽減する安全対策に関する提案	第三者（一般車両）に対する安全対策として、夜間工事や夜間の緊急作業を実施する場合に、作業員の視認性向上のため、作業員全員に自発光式安全チョッキの着用を義務付ける提案であれば、優と評価し技術評価点付与。 ※提案の根拠となる考え方を提案書様式11に記載すること。 また、提案の根拠は契約後の予定の考え方を詳細に記載しても良い。（補足資料があれば添付すること）	1	0	0	提案の有無 有（ ） 無（ ） 有の場合 提 案： ※提案例：第三者（一般車両）に対する安全対策として、夜間工事や夜間の緊急作業を実施する場合に、作業員の視認性向上のため、作業員全員に自発光式安全チョッキを配布し着用を義務付ける。

※技術提案の根拠の提出がない場合及び技術提案の根拠に記載漏れのある場合は、当該技術提案項目に対する技術評価点は付与しない。

別記様式-11 (技術提案書例)

技術提案の根拠

技術提案項目	〇〇時の参集提案〇 【技術提案項目（技術提案様式－9及び10を参考）を記載する】
評価基準	〇〇〇〇〇〇〇〇〇 ………
提案の有無 有（ ） 無（ ） 提 案： ※提案有に〇を付した場合に記載する。 ※記載する提案は、様式-9及び10に記載した各提案内容を転記する。 （例）監督員からの召集要請後〇〇分以内に〇〇を△△管理事務所に□台参集可能 ※ここに記載した内容は、技術提案として履行義務を負うことに留意すること。	
提案の根拠又は考え方等（予定も可） 【技術提案項目の内容に合わせて、記載する】 〇居住地の考え方 〇休日、夜間の体制の考え方 〇時間内に参集することが可能となる具体的な根拠 ※上記項目に一つでも記載漏れのある場合は提案を無効とし、技術評価点を付与しない ※契約後の予定の考え方を詳細に記載しても良い。 ※補足資料があれば添付すること ※ここに記載した内容は提案の妥当性等を確認するものであり、契約後において履行義務を負うものではない。	

※様式－ 9 及び 10 に記載する技術提案項目について、提案する場合には必ず提出すること。

(提出のない場合は技術評価点を付与しない)

別記様式－12（環境への取組み）

技術提案の根拠（環境への取組み）

技術提案項目	工事現場における環境への取組み
評価基準	① 事務所への環境配慮型家電製品の採用（記載例） ② ③
① 事務所への環境配慮型家電製品の採用（記載例） ・ 具体的な記述（使用製品、使用数量、環境への効果内容、期間等） ・ 内容説明に補足する資料（カタログ・表・写真等） ② ③	

- ※ 地球温暖化の防止、循環型社会の形成、に関する取組み等について記載する。
- ※ 本様式は、A 4 版最大 3 頁以内に作成する。
- ※ 技術提案数は、最大 4 項目までの記載とする。

別記様式－１３－１（障がい者雇用の取組み）

障がい者雇用の取組み

会社名 _____

１．障がい者雇用の取組み内容

障がい者の 法定雇用率確保の有無	はい ・ いいえ ※「いいえ」の場合は、提出資料不要	※いずれかに○を記入
法定雇用義務の有無	義務有り ・ 義務無し	
（義務有りの場合） 厚生労働省への雇用状 況報告書の提出方法	書面で提出 ・ 電子申請	

２．提出資料（障がい者の法定雇用率確保の有無で「はい」の場合のみ提出すること）

１）法定雇用義務がある場合

① 書面での提出を行った場合＜添付資料の例① 参照＞

競争参加資格申請書提出期限日が当該年の５月３１日以前の場合、下記を記載

厚生労働省に提出した「令和●●年（前年）の６月１日現在」の障がい者雇用状況報告書（写し）を添付すること（写しに報告先の受領印が無い場合は評価しない）

競争参加資格申請書提出期限日が当該年の６月１日以降、当該年の９月３０日までの場合下記を記載

厚生労働省に提出した「令和●●年（前年）の６月１日現在」又は「令和○○年（当該年）の６月１日現在」の障がい者雇用状況報告書（写し）を添付すること（写しに報告先の受領印が無い場合は評価しない）

競争参加資格申請書提出期限日が当該年の１０月１日以降の場合、下記を記載

厚生労働省に提出した「令和○○年（当該年）の６月１日現在」の障がい者雇用状況報告書（写し）を添付すること（写しに報告先の受領印が無い場合は評価しない）

②電子での申請を行った場合＜添付資料の例② 参照＞

①の障がい者雇用状況報告書（写し）に加えて、手続き完了済であることを示す書類（「審査終了」又は「手続終了」となっていることが確認できる電子申請の申請案件状況や通知メールの写しなど）を添付すること

※上記①、②について不足数が０人の場合に評価する。なお、共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員の証明があればよい。

２）法定雇用義務がない場合

障がい者雇用状況報告書（技術提案様式１４－２）を添付すること

競争参加資格申請書提出期限日が、令和6年9月30日以前の場合、下記を記載

※実雇用率が2.3%以上の場合に評価する。なお、共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員の証明があればよい。

競争参加資格申請書提出期限日が、令和6年10月1日以降の場合、下記を記載

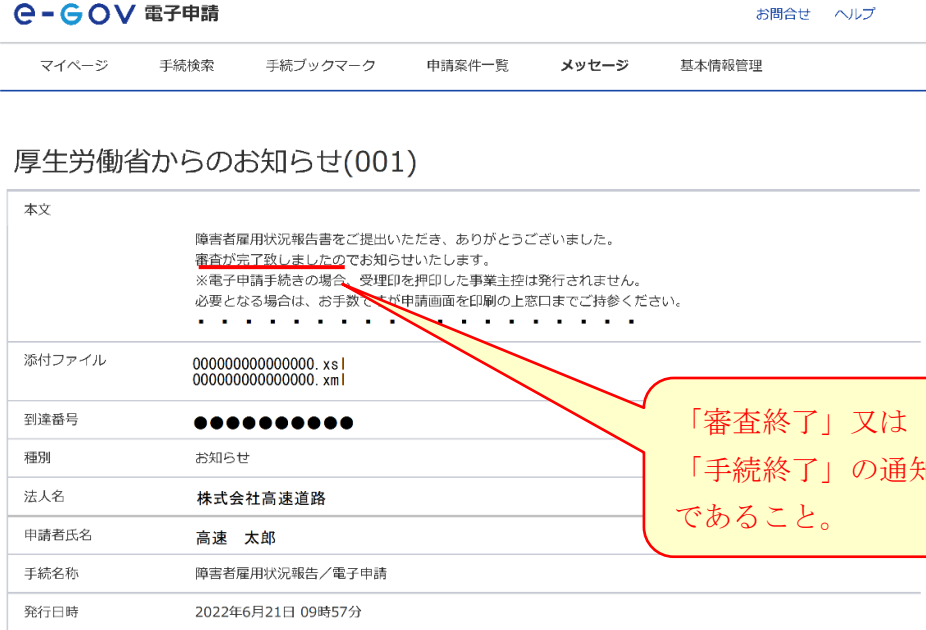
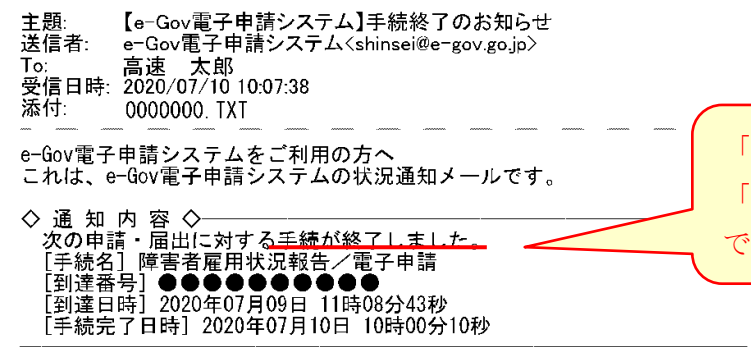
※実雇用率が2.5%以上の場合に評価する。なお、共同企業体での申請の場合、いずれかの構成員の証明があればよい。

① 厚生労働省に提出した直近の障がい者雇用状況報告書（写し）を添付すること。（写しに報告先の受領印が無い場合は評価しない。）

[illegible]

《添付資料の例②》

添付資料の例①の障がい者雇用状況報告書（写し）に加えて、手続き完了済であることを示す書類（「審査終了」又は「手続終了」となっていることが確認できる電子申請の申請案件状況や通知メールの写しなど）を添付すること（以下のいずれかの資料）。（下記の例以外も可）（添付が無い場合は評価しない。）

電子申請__ 申請案件状況 の場合	 The screenshot shows the 'e-GOV 電子申請' (e-GOV Electronic Application) status page. The '申請案件状況' (Application Case Status) section displays details for an application. A red box highlights the 'ステータス：手続終了' (Status: Procedure Completed) section, which shows '審査終了' (Review Completed) and '手続終了' (Procedure Completed) with timestamps. A red callout bubble points to this status, stating: 「審査終了」又は「手続終了」に日付が入っていること。
電子申請__ お知らせ メッセージ の場合	 The screenshot shows the 'e-GOV 電子申請' (e-GOV Electronic Application) notification message page. The '厚生労働省からののお知らせ(001)' (Notification from the Ministry of Health, Labour and Welfare (001)) section contains a message. A red callout bubble points to the message, stating: 「審査終了」又は「手続終了」の通知であること。
通知メール の場合	 The screenshot shows the content of a notification email from the e-GOV system. The subject is '【e-Gov電子申請システム】手続終了のお知らせ' (【e-Gov Electronic Application System】Procedure Completed Notification). The body contains details about the application and its status. A red callout bubble points to the status information, stating: 「審査終了」又は「手続終了」の通知であること。

別記様式－１３－２（障がい者雇用の取組み）

障がい者雇用状況報告書（法定雇用義務がない場合）

会社名	
区 分	合 計
実雇用率（②/①）（※１）	%
① 常用雇用労働者数（※２）	人
② 雇用障害者数 [++]	人
（ア）身体障がいのある人	人
（イ）知的障がいのある人	人
（ウ）精神障がいのある人	人

※１ 小数点第３位を四捨五入した数を記入すること。

※２ 除外率を考慮した人数を記入すること。

〔記入要領〕

・競争参加資格申請書提出日時点での状況について記入してください。

・会社全体における障がい者の雇用状況について記入してください。

- ① 「常用雇用労働者数」欄は、次のように１年以上継続して雇用される者を記入すること
（ただし、週の労働時間が 20 時間未満の者を除く。）

ア 雇用期間の定めのない労働者

イ 一定期間（1か月、6か月等）を定めて雇用される者であっても、その雇用期間が反復更新されて事実上アと同様の状態にあると認められる者

ウ 日々雇用される者であっても、雇用契約が日々更新されて事実上アと同様の状態にあると認められる者

重度障がいのある方も、ダブルカウントせず、実数（頭数）で、週 20 時間以上、30 時間未満の短時間労働者は 0.5 人として記入すること

- ② 「雇用障がい者数」欄は、（ア）、（イ）、（ウ）の合計を記入すること。

重度障がいのある方も、ダブルカウントせず、実数（頭数）で、週 20 時間以上、30 時間未満の短時間労働者は 0.5 人として記入すること。

（ア）、（イ）、（ウ）には、次のように各区分に定める要件に該当する者を記入してください。

区 分	要 件
（ア） 身体障がいのある方	原則として身体障がい者福祉法に規定する身体障がい者手帳の等級が１級から６級に該当する者及び７級の障がいを２つ以上重複している者
（イ） 知的障がいのある方	○療育手帳の交付を受けている者 ○児童相談所、知的障がい者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障がい者の雇用の促進等に関する法律第９条の障がい者職業センターにより知的障がい者と判定された者
（ウ） 精神障がいのある方	精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者

別添－２ 標準入札説明書例

入札説明書

●●支社の●●工事に係る入札公告に基づく条件付一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１． 公告日 令和●●年●●月●●日

２． 契約責任者 西日本高速道路株式会社 ●●支社長 ●● ●●

３． 担当部署 西日本高速道路株式会社●●支社●●●●● 【契約担当部署を記載】
(住 所) 〒●●●●－●●●●● ●●県●●市●●区●●●
(電話番号) ●●●●－●●●●●－●●●●●

４． 工事概要

【道路保全工事の場合の（１）～（５）は、以下を参考に記入する。】

（１）維持修繕作業名 ●●自動車道 ●●管内 道路保全工事

（２）維持修繕作業場所 自) ●●県●●市●●町大字●●●
至) ●●県●●市●●町大字●●●

（３）作業内容 本工事は、●●自動車道●●管理事務所管内の●●IC～●●IC 間において、道路を構成する各部分の機能及び道路空間環境を一定の水準に保つため、交通規制、交通事故復旧・補修工事、清掃作業、雪氷対策作業、緊急作業、植栽作業の各業務を年間を通じて総合的に実施するものである。
本工事の施工にあたっては、高速道路の通行車輛等に対する高度な安全管理、交通・気象特性等の現地状況を踏まえ、継続的な業務執行体制・迅速かつ適切な緊急出動体制等が要求される。

（４）道路諸元（作業環境） 【施工実績を設定した箇所等の作業環境を記載する。】
延 長 ●● k m
(うち土工●●km、橋梁●km(●橋)、トンネル●km(●本))
規 制 速 度 ●●km/h (●IC～●IC)、●km/h (●IC～●IC)
日平均断面交通量 約●千台 (●IC～●IC)、約●千台 (●IC～●IC)
車 線 数 片側●車線 (●IC～●IC)、片側●車線 (●IC～●IC)

（５）施工概要
交 通 規 制 約●日規制
路 面 清 掃 約●km
排水こう清掃 約●km
事故復旧工事件数 約●件
雪氷対策作業日数 約●日
植栽作業 樹木剪定、草刈り等
補修工事 伸縮装置取替え等

【施設保全工事の場合の(1)～(5)は、以下を参考に記入する。】

- (1) 維持修繕作業名 ●●自動車道 施設保全工事
- (2) 維持修繕作業場所 自) ●●道● I C (含む) ～● I C (含む)
至) ●●道● I C (含む) ～● I C (含まず)
- (3) 作業内容 本工事は、●●道●● I C (含む) ～●● I C (含む) 他において、道路を構成する各部分の機能及び道路空間環境を一定の水準に保つため、交通規制、交通事故復旧・補修工事、清掃作業、緊急作業の各業務を年間を通じて総合的に実施するものである。
本工事の施工にあたっては、高速道路の通行車輛等に対する高度な安全管理、交通・気象特性等の現地状況を踏まえ、継続的な工事執行体制・迅速かつ適切な緊急出動体制等が要求される。
- (4) 道路諸元 (作業環境) 【施工実績を設定した箇所等の作業環境を記載する。】
規 制 速 度 ●●km/h (●●IC～●●IC)
日平均断面交通量 約●千台 (●●IC～●●IC)
車 線 数 片側●車線 (●●IC～●●IC)
- (5) 施工概要
交 通 規 制 約●日規制
道路照明灯具清掃 約●灯
トンネル照明灯具清掃 約●灯
標識照明灯具清掃 約●灯
事故復旧工事件数 約●件
補修工事 道路照明用安定器取替え等
- (6) 契約期間 令和●年●月●日～令和●年●月●日 (●日間)
- (7) 本工事は、技術提案資料の提出を求め、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

5. 競争参加資格

当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、契約責任者による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。

- (1) 西日本高速道路株式会社契約規定実施細則（平成17年細則第7号）第6条に該当しない者であること。
- (2) 開札時に、「平成●・●年度西日本高速道路株式会社工事一般競争（指名競争）参加資格」のうち、「道路保全土木工事」【施設保全工事の場合は「道路保全施設工事」と記載する】の資格を有している者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、西日本高速道路株式会社が別に定める手続に基づく工事一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）。
- (3) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日（提出期限の日を含む。）から落札者を決定する日（決定する日を含む。）までの期間に、「西日本高速道路株式会社入札参加資格停止等事務処理要領」（以下「入札参加資格停止要領」という。）に基づき、「地域●（●県、●県及び●県）」において、入札参加資格停止を受けていないこと。
- (4) 次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①配置予定の主任（監理）技術者が、平成○年度以降【入札公告の年度から起算して15年前の年度とする。】に、断面交通量が□千台／日以上【当該道路と同程度の交通量を記載するものとし、当該道路の交通特性等を考慮して各支社の技術審査会で設定した内容を記載する（原則として千台単位）。】の道路において、表－1のうちいずれかの作業（交通規制を含む。）の現場代理人又は主任（監理）技術者としての経験を有すること。ただし、建設業法に規定されていない作業工種においては、現場代理人に相当する契約上規定されている者を主任（監理）技術者とみなすものとする。また、配置予定の主任（監理）技術者は、複数名の候補者を登録してもよいこととするが、そのうち一人でも工事経験がない場合は不適格として競争参加資格がないものとする。

【道路保全工事の表－1は以下を参考に記載する。】

表－1

1) 交通事故復旧・補修工事
交通事故復旧、路面補修工事、道路付属施設等の補修工事。
2) 清掃作業
道路及び道路付属施設（交通安全施設・交通管理施設等）の清掃作業。
3) 緊急作業
交通事故、災害等で緊急を要する作業。
4) 雪氷対策作業【雪氷対策作業の実績を求める場合に記載する。】
凍結防止剤散布等の作業。【当該契約（地域）の雪氷対策作業の内容を勘案し、各支社の技術審査会で設定した内容を記載する。】

【施設保全工事の表－1は以下を参考に記載する。】

表－1

1) 交通事故復旧・補修工事
道路付属物（道路照明設備、トンネル照明設備、配電線路等）の交通事故復旧又は補修（取り換え含む）工事
2) 清掃作業
道路付属物（道路照明設備、トンネル照明設備等）の清掃作業
3) 緊急作業
交通事故復旧又は災害対策等で緊急を要する道路付属物（道路照明設備、トンネル照明設備、配電線路等）に係る作業

②配置予定の主任（監理）技術者が、（土木一式工事又はとび・土工・コンクリート工事）【施設保全の場合は、「（電気工事又は電気通信工事）」】に係る主任（監理）技術者資格を有すること。なお、配置予定の主任（監理）技術者は、複数名の候補者を登録してもよいこととするが、そのうち一人でも建設業法第26条に適合しない場合は不適格として競争参加資格がないものとする。

③主任（監理）技術者にあつては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）の提出日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④監理技術者にあつては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

【平成21年2月28日までの建設業法経過措置により、④は次のとおり記載する】

④監理技術者にあつては、申請書等の提出時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者またはこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下のイ及びロに該当する者をいう。

イ 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者

ロ 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及

び指定講習受講修了証を有する者

⑤確認資料は、別記様式－３により作成するものとする。なお、主任（監理）技術者は別記様式－３に記載された者の中から必ず現場に配置するものとする。

（５）次の施工計画が適切であること。

①表－２で示す、各工種毎の作業内容に対する施工計画

【道路保全工事の表－２は以下を参考に記載する。】

表－２ 各工種毎の作業内容

- | |
|---|
| 1) 交通規制
自らが規制を実施する規制作業。 |
| 2) 交通事故復旧・補修工事
交通事故復旧、路面補修工事、道路付属施設等の補修工事。 |
| 3) 清掃作業
道路及び道路付属施設(交通安全施設・交通管理施設等)の清掃作業。 |
| 4) 緊急作業
交通事故、災害等で緊急を要する作業。 |
| 5) 雪氷対策作業【雪氷対策作業の実績を求める場合】
凍結防止剤散布等の作業。【当該契約(地域)の雪氷対策作業の内容を勘案し、各支社の技術審査会で設定したものを記載する。】 |
| 5) 植栽作業【雪氷対策作業の実績を求める場合：6】
のり面の草刈り、休憩施設等の芝生刈込、樹木の剪定、樹木等への薬剤散布などの施工。 |

【施設保全工事の表－２は以下を参考に記載する。】

表－２ 各工種の作業内容

- | |
|---|
| 1) 交通規制
自らが実施する交通規制作業 |
| 2) 交通事故復旧・補修工事
道路附属物（道路照明設備、トンネル照明設備、配電線路等）の交通事故復旧及び補修（取り換え含む）工事 |
| 3) 清掃作業
道路附属物（道路照明設備、トンネル照明設備等）の清掃作業 |
| 4) 緊急作業
交通事故復旧又は災害対策等で緊急を要する道路附属物（道路照明設備、トンネル照明設備、配電線路等）に係る作業 |

②確認資料は、別記様式－４により、各小項目毎のスペースを図表等を含めＡ４サイズ５頁以内として作成するものとする。

（６）知識確認の結果、知識確認の点数（複数の者が確認を受けた場合は、その全ての者の平均点）が●●／１００点以上であって、技能確認の結果、当該工事を適正に遂行する能力を有すると認められた者を、契約期間中継続して配置できること。

（７）当年度に履行中の当該工事の業績評価がＣでないこと及び工事入札公告の前年度から起算した過去２年間（令和●・●年度）における当該工種の工事成績評定の平均点が２年連続で６５点未満でないこと。

（８）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公

共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①以下のいずれかの場合に該当する資本関係

I) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合。

II) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合。

②以下のいずれかの場合に該当する人的関係

I) 一方の会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げるものをいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が会社更生法に基づく更生会社又は民事再生法に基づき再生手続きが存続中の会社等である場合を除く。

株式会社の取締役。ただし、次に掲げるものを除く。

a) 会社法第2第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b) 会社法第2第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

c) 会社法第2第15号に規定する社外取締役

d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

組合の理事

その他業務を執行する者であって、からまでに掲げる者に準ずる者

II) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の会社法更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。

III) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合。

③以下のいずれかの場合に該当する入札の適正さが阻害されると認められる関係

I) 組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。

II) その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

6. 競争参加資格の確認

(1) 本競争の参加希望者は、上記5に掲げる競争参加資格を有することを証明するために、申請書等を提出し、競争参加資格の確認を受けなければならない。

また、上記5.(2)の認定を受けていない者であっても申請書等を提出することができる。この場合において、上記5.(1)及び(3)から(8)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記5.(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記5.(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、次に記載する期限までに申請書等を提出しない者あるいは競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

①提出期間、場所：入札公告2(4)のとおり

②その他：持参又は郵送（書留郵便若しくは信書便に限る。以下同じ。）。（ただし、郵送による場合は、期限までに上記3.へ必着させること。）

【※別途ヒアリングを実施する場合は下記(6)によるものとする。】

(2) 申請書等の提出

申請書は別記様式 1 により提出するものとし、確認資料は上記 5 の各項に示す様式により提出するものとする。

(3) 上記 5. (4) ①の配置予定の技術者の同種工事の経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の 2 分の 1 以上を出資しているものにあつては、我が国における同種工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 確認資料は、次に従い作成し、別記様式－2 を表紙にして別記様式－2 ～ 4 をまとめて、2 部（正 1 部、写 1 部）提出すること。

①配置予定の主任（監理）技術者

上記 5. (4) に示す資格の有無を判断できる配置予定の技術者の同種工事の経験を記載すること。また、記入にあたっては、以下のイ、ロ、及び、別記様式－3 の記入上の注意事項に従って記入すること。

イ 配置予定の主任（監理）技術者の同種の工事の経験については、表－1 に示す工事のうち、平成○年度以降【入札公告の年度から起算して 15 年前の年度とする。】に施工（引渡し）が済んでいるものに限る。）した工事の代表的なものを 1 名につき 1 件記載する。なお、記載する工事は、CORINS に登録されている工事から選定することが望ましい。

ロ 主任（監理）技術者の現場経験年数、国家資格等は必ず記載すること。

②施工計画

上記 5. (5) に示す資格の有無を判断できる施工計画を、別記様式－4 の記入上の注意事項に従って記入すること。なお、記入を求めた項目のうち、1 項目でも記載がないか、あるいは不適切な計画がなされた場合は、資格がないものと判断される。

【競争参加資格確認資料作成説明会を実施する場合】

(5) 競争参加資格確認資料作成説明会

競争参加資格確認資料作成説明会を下記の要領で実施する。

①日 時：平成△年△月△日（□） ●時から ●時

②場 所：●●●●●●●●
（住 所）〒●●●●－●●●● ●●県●●市●●区●●
（電話番号）●●●●－●●●●

③参加申込方法：競争参加資格確認資料作成説明会に参加を希望する場合は、書面（様式は自由）を申込先へ持参又は郵送により申し込むものとする。なお、電送によるものは受け付けない。

④申込書受領期間：令和●年●月●日（●）から平成△年△月△日（△）までの休日を除く毎日午前●時から午後●時まで

⑤申込先：上記 3. に同じ。

【競争参加資格確認資料のヒアリングを実施する場合】

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングを下記の要領で実施する。

①期 間：令和●年●月●日（●）から令和△年△月△日（△）まで

②その他：企業別のヒアリング日時及び場所は追って通知する。

なお、出席者は、競争参加資格確認資料の内容を説明できる者とする。

（７）競争参加資格の確認基準日は、上記６．（１）の申請書等の提出期限の日とし、その結果は令和●年●月●日までに通知する。

（８）その他

①申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

②契約責任者は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③提出された申請書等は、返却しない。

④提出期限日以降における申請書等の差替え又は再提出は、いかなる場合にあっても認めない。

⑤落札者は、確認資料に記載した内容は、やむを得ないと認められる場合を除き、当該工事において必ず遵守しなければならない。また、やむを得ず変更する場合は、上記５．（４）の資格を満たす技術者の配置及び上記５．（５）の内容を満たす施工計画となるよう措置しなければならない。

⑥申請書等に関する問合せ先

上記３．に同じ。

７．競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（１）競争参加資格がないと認められた者は、契約責任者に対して競争参加資格がないと認めた理由について、書面（別紙－１）により、次に従い説明を求めることができる。

①提出期限：令和●年●月●日（●） 午後４時まで

②提出場所：上記３．に同じ

③その他：書面は、持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

（２）契約責任者は、説明を求められたときは、平成△年△月△日【（１）①の期限の翌日から５日目（休日含まず。）を記載】までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

８．再苦情申立て

７．（２）の回答に不服がある者は、同回答を受け取った日から７日以内（休日を含まない。）に書面（別紙－２ 再苦情申立書）により、契約責任者に対して再苦情を申し立てることができる。なお、再苦情申立てに係る審議は入札監視委員会が行う。

①提出場所：上記３．に同じ

②その他：書面は、持参することにより提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

【現場説明を実施する場合】

9. 現場説明

現場説明を次に従い行う。

①日 時：令和●年●月●日（●） ●時から

②場 所：●●支社●●●●●●
（住 所）〒●●●●－●●●● ●●県●●市●●町字●●
（電話番号）●●●●－●●－●●●●

③その他：設計図書等を保持している者は持参すること。

10. 入札説明書【等】に対する質問

（1）【現場説明及び】この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面により提出すること。〔注：【 】は、現場説明会を行う場合のみ記載する。〕

①受領期間：令和●年●月●日（ ）から令和●年●月●日（ ）まで。
持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、午前●時から午後●時まで。

②提出場所：上記3. に同じ。

③提出方法：書面は持参又は郵送により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

（2）（1）により質問書の提出があった場合は、その質問に対して速やかに入札情報公開システムにより回答するものとする。

<https://corp.w-nexco.co.jp/procurement/library/>

11. 総合評価に関する事項

（1）落札者の決定方法

① 入札参加者は「入札価格」及び評価項目に係る技術提案をもって入札に参加し、入札価格が契約制限価格の範囲内にある者のうち、（2）総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、契約制限価格の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

（2）総合評価の方法

イ) 技術評価点の最高点を●●点とする。なお、技術評価点 1 位の者が 2 者以上の場合、技術提案または施工計画の評価結果及び質的内容に着目、優劣を判断し最も優位な 1 者に対して、0.5 点を別に付与する。

ロ) 技術評価点は、別記様式－5～11によりあらかじめ定められた下記評価項目ごとの技術提案項目毎に技術提案を行い、その項目ごとに評価基準に基づく優／良／可の評価を受け、その結果得られた数値を合算することにより算出する。

①評価項目：

- 1) 工事目的物の性能・機能に関する事項（安定性）
- 2) 社会的要請に関する事項（交通の確保）
- 3) 社会的要請に関する事項（特別な安全対策）
- 4) 社会貢献に関する事項

②技術提案項目：評価項目を具体化したもの

- 1) 作業時の施工体制
- 2) 緊急時の施工体制
- 3) 第三者に対する安全対策
- 4) 環境への取組みや障がい者雇用の取組み

③技術提案の内容

技術提案を求める内容は以下のとおりとする

- 1) 作業時の施工体制に関する事項
- 2) 緊急時の施工における、作業人員の参集体制に関する事項
- 3) 交通規制を伴う路上作業において、一般車両に対する事故を防止・軽減する安全対策に関する事項
- 4) 環境への取組みや障がい者雇用の取組みに関する事項
- 5) ○○○に関する事項

ハ) 価格評価点を算出する基準である価格評価基準額は、審査対象基準価格と同額とする。

二) 審査対象基準価格は、原則、次に掲げる額の合計額とする。ただし、その額が、契約制限価格に 10 分の 9.2 を乗じて得た額を超える場合にあっては、10 分の 9.2 を乗じて得た額とし、契約制限価格に 10 分の 7.5 を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10 分の 7.5 を乗じて得た額とする。

- ① 直接工事費の額に 10 分の 9.7 を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に 10 分の 9 を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に 10 分の 6.8 を乗じて得た額

ホ) 価格評価点は、次表に定めるところにより算定するものとする。

$X \geq X_0$ の場合	$Y = - (X - X_0)^2 / (2 \times (100 - X_0)) + 100$
$X_0 > X$ の場合	$Y = 0$
この式においてX、X ₀ 及びYは、それぞれ次の値を表すものとする。	
X	入札率＝入札価格／契約制限価格×100
X ₀	価格評価基準額／契約制限価格×100
Y	価格評価点

へ) 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の技術評価点と、当該入札者の入札価格に対する評価点（価格評価点）を合算した評価値をもって行う。

（３）技術提案書の作成及び提出に関する留意事項

技術提案資料の作成及び提出にあたっては、以下の①～⑥に留意すること。

①提出期間、場所：入札公告２（４）のとおり。

②別記様式－５～１１により技術提案書を作成し、２部（正１部、写１部）を提出すること。ただし、技術提案のない場合は、別記様式－１１の提出は不要とする。

③別記様式－６及び７において記載される配置人数は、別記様式－８の技術提案の根拠となるものであることから、別記様式－８において記載される人数と適合するものでなければならない。

④別記様式－９及び１０の技術提案の根拠を示す資料を、別記様式－１１により作成し提出すること。なお、別記様式－１１について未提出の場合、又は、記載漏れがある場合は、当該技術提案項目にかかる技術評価点を付与しないものとする。

⑤別記様式－６、７及び１１については、契約後の予定に関する内容を記載したものでも良い。

⑥技術提案のない場合は、別記様式－８～１０の所定の欄にその旨を記載すること。なお、この場合、技術評価点は付与されないが、欠格とはならないものとする。

⑦技術提案の内容については、契約後に履行義務を生じるものであり、受注者の責により当該内容を履行できない場合は、下記 11.（４）の措置の対象となること。

⑧技術提案は、次年度に随意契約を締結した場合においても履行義務を負うこと。

（４）評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責に帰すべき事由により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、評価された項目ごとに以下のとおり工事成績評定点を減ずる措置を行う（ただし、減点の累計は最大で－９点までとする。）とともに、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行うことがある。

評価項目	減点事由	成績評定点の減点
①工事目的物の性能・機能に関する事項（安定性）	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	－３点
②社会的要請に関する事項（交通の確保）	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	－３点
③社会的要請に関する事項（別な安全対策）	技術提案の内容どおり実施できなかった場合	－３点

12. 入札書の提出期限、場所及び方法
入札公告●（●）のとおり。

13. 単価表の提出

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した単価表の提出を求める。
単価表は、原則として電磁的記録を格納した電磁的記録媒体（ＣＤ－Ｒ）で提出するものとするが、電磁的記録媒体での提出ができない場合は、紙の単価表を提出するものとする。

（２）単価表は、当社が配布した単価表（単価が記載されていないもの）の電磁的記録に単価及び金額を記載したものとする。

（３）単価表は、返却しない。

14. 開札の日時及び場所
入札公告●（●）のとおり。

15. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は落札決定を取り消すものとする。

なお、契約責任者により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて５．に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

16. 落札者の決定方法

上記 11.（２）④で求められる評価値の最も高い者を落札者となるべき者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、契約制限価格の制限の範囲で発注者が定め

る最低限の要求要件を満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするところがある。

17. 支払条件

契約書案による。

18. 火災保険付保の要否

維持修繕作業共通仕様書【施設維持修繕作業共通仕様書】「1-●-1 保険の付保」による。

19. 当該工事に係る次年度の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する場合がある。

20. その他

（１）契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

（２）入札参加者は、受領した契約書案及び入札者に対する指示書を熟読し、入札者に対する指示書を遵守すること。

（３）申請書等に虚偽の記載をした場合は、入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格停止措置を行うことがある。

（４）落札者は、上記 6.（１）の確認資料に記載した配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。

（５）同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことによって配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、技術資料を提出した者は、直ちに書面（様式は自由）にて当該技術資料の取下げを行うこと。

（６）配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS 等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、病気、死亡、退職等極めて特別な場合でやむを得ないものとして承諾された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、上記 5.（４）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上であると承諾を得た者を配置しなければならない。

（７）不測の事態により本入札公告の内容に変更が生じた場合は、次のとおり措置する。

①競争参加資格の確認結果の通知前の場合は、改めて公告するものとする。

②競争参加資格の確認結果の通知後の場合は、資格を有すると認められた者に対し、書面により通知するものとする。

（８）「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和 4 年 9 月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

以 上

別添－ 3 知識確認要領例

標準知識確認要領

(目的)

第1条 この要領は、〇〇支社が実施する道路保全工事【又は「施設保全工事」】の契約手続きに係る確認のうち、知識確認の実施方法及び評価方法等について定め、適正かつ円滑な手続きに資することを目的とする。

(知識確認の実施日時)

第2条 知識確認は、当該業務に係る通達において定めるスケジュールに従い、競争参加資格確認資料の提出期間終了後、すみやかに実施する。

2 知識確認は、原則として〇月〇日の〇時から実施するものとする。ただし、第4条で規定する対象者の人数によっては、実施日時を変更できるものとする。

(知識確認の場所)

第3条 知識確認の場所は、〇〇支社〇〇会議室とする。ただし、第4条で規定する対象者の人数によっては、場所を変更できるものとする。

(対象者)

第4条 知識確認の対象者は、入札参加希望者が競争参加資格確認資料において配置予定とした主任（監理）技術者の全てとする。

(主任確認者及び確認者)

第5条 主任確認者は技術審査会長が任命するものとし、支社等の課長又は調査役から選定することを標準とする。

2 主任確認者は主任確認者を補助する確認者を任命することができるものとする。

(専門委員)

第6条 知識確認における専門委員は、技術審査会において、当社以外の外部の者より選出することができるものとする。

(知識確認の内容)

第7条 知識確認は、入札参加希望者の業務遂行能力を見極めるため、当該業務の遂行に必要な業務の実施方針及び手法に関する理解の程度を確認するものとする。

(知識確認実施方法)

第8条 知識確認は、第7条の知識確認の内容に関する設問に対して、対象者に筆記による択一式の回答を行わせるものとする。

2 前項の択一式の設問は、〇問とし、配点合計は100点とする。

3 知識確認の択一式の回答時間は、〇時間とする【〇は1時間半程度を標準とする。】。

4 主任確認者又は確認員は、知識確認の対象者について写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート又はマイナンバーカードの表面等）の提示を求め、第4条に規定する対象者であることを確認するとともに、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）の提示を求め、会社の所属を確認する。なお、確認ができない対象者は不適合とする。

5 主任確認者又は確認者は、対象者に不正が見受けられた場合には、その対象者を失

格とする。

(知識確認実施要領)

第9条 技術審査会長は、別添－4の知識確認実施要領を定め、入札公告の日から競争参加資格確認資料等提出期限日までの間、入札参加希望者に実費負担で交付するものとする。

(実施日時等の通知)

第10条 契約責任者は、知識確認実施日の7日前までに入札参加希望者に実施日時、実施場所及び対象者の氏名を通知するものとする。

(評価方法)

第11条 知識確認の評価項目及び評価の着目点は支社等の審議を経て支社等の長が決定するものとする。

- 2 知識確認の評価は前項で定めた評価項目及び評価の着目点について行い、第8条第1項で規定する配置予定技術者の平均点が〇点以上の入札参加希望者を適格と判定し、平均点が〇点に満たない場合は不適格と判定する。
- 3 第8条第4項及び第5項の失格並びに対象者の欠席により、対象者数が競争参加資格確認資料において必要とした配置予定技術者数に満たなくなった場合には、当該入札参加希望者を不適格と判定する。
- 4 第8条第4項及び第5項の失格とした対象者並びに特別な事情でやむを得ず欠席した対象者は、第1項に規定する平均点算出の対象としないものとする。
- 5 第1項の適格と判定された入札参加希望者であっても、〇点に点数が満たない配置予定技術者は、当該業務に配置することはできないものとする。
- 6 第1項により合格した配置予定技術者は、同一支社・局内の他の業務に配置予定技術者として登録がある場合、その業務についても配置できるものとする。
- 7 知識確認の採点は、主任確認者及び確認者が行う。
- 8 確認結果については、確認後速やかに技術審査会へ報告するものとする。

(適格配置予定技術者の通知)

第12条 契約責任者は競争参加資格を有すると認めた者に対し、知識確認が適格と判定された配置予定技術者の氏名を競争参加資格確認結果通知に合せ通知するものとする。

以 上

別添－４ 知識確認実施要領例

知 識 確 認 実 施 要 領

１．適用範囲

この要領は、〇〇支社が実施する〇〇支社管内道路保全工事【又は施設保全工事】の知識確認に適用する。

２．実施日時等の通知

知識確認実施日の７日前までに、入札参加希望者に実施日時、実施場所及び対象者の氏名を通知する。

３．対象者

知識確認の対象者は、入札参加希望者が競争参加資格確認資料において配置予定とした主任（監理）技術者の全てとする。

４．知識確認の内容

知識確認は、入札参加希望者の業務遂行能力を見極めるため、当該業務の遂行に必要な業務の実施方針及び手法に関する理解の程度を確認するものとする。

５．知識確認の実施方法

- （１）知識確認は、４の知識確認の内容に関する設問に対して、筆記による択一式の回答を行う。
- （２）上記（１）の択一式の設問は、〇問程度とし、配点合計は100点とする。
- （３）知識確認の択一式の回答時間は、〇時間程度を予定している【〇は１時間半程度を標準とする。】。

６．注意事項

- （１）知識確認の対象者については、対象者本人であることを確認するため、写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート又はマイナンバーカードの表面等）を提示すること。会社の所属を確認するため、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）を提示すること。
なお、確認ができない対象者は不適格とする。
- （２）対象者に不正が見受けられた場合には、その対象者を不適格とする。
- （３）知識確認の実施中に途中退席した者は、原則として再入室を認めない。
- （４）知識確認において、他の対象者の妨げとなる行為を行った者には、退室を求めることがある。この場合、当該対象者は、知識確認の内容に係わらず不適格とする。
- （５）知識確認は筆記により回答を行うことから、鉛筆等を持参すること。

7. 知識確認の評価方法

【会社の適否の判定】

- (1) 知識確認の評価は評価項目及び評価の着目点について行い、前記5の配置予定技術者の平均点が70点以上の入札参加希望者を適格と判定する。
- (2) 前記6(1)、(2)及び(4)の失格並びに対象者の欠席により、対象者数が競争参加資格確認資料において必要とした配置予定技術者数に満たなくなった場合には、当該入札参加希望者を不適格と判定する。
- (3) 前記6(1)、(2)及び(4)の失格とした対象者並びに特別な事情でやむを得ず欠席した対象者は、上記(1)に規定する平均点算出の対象としない。

【配置予定技術者の適否の判定】

- (4) 上記(1)により合格とされた入札参加希望者であっても、○点に点数が満たない配置予定技術者は、当該業務に配置することはできない。

【その他】

- (5) 上記(1)により合格した配置予定技術者は、同一支社内の他の業務に配置予定技術者として登録がある場合、その業務についても配置できるものとする。
- (6) 地震・大雪等契約責任者の認める特別な理由により、やむを得ず欠席した場合については7(3)の規定によらず、その措置について別途通知する。

8. 適格配置予定技術者の通知

競争参加者を有すると認めた者に対し、知識確認が適格と判定された配置予定技術者の氏名を競争参加資格確認結果通知に合せ通知する。

以 上

評価項目及び評価の着目点

評価項目		評価の着目点
配置予定技術者の 業務実施能力	知識 確認	施工管理、安全管理、維持作業、規制等、業務実施上必要となる基礎知識の妥当性

別添－5 技能確認要領例

標準技能確認要領

（目的）

第1条 この要領は、〇〇支社が実施する道路保全工事【又は施設保全工事】の契約手続きに係る確認のうち、技能確認の実施方法及び評価方法等について定め、適正かつ円滑な手続きに資することを目的とする。

（技能確認の実施日時）

第2条 技能確認は、当該業務に係る通達において定めるスケジュールに従い、競争参加資格確認資料の提出期間終了後、すみやかに実施する。

2 技能確認は、原則として〇月〇日の〇時から実施するものとする。ただし、第4条で規定する確認対象予定者の人数によっては、実施日時を変更できるものとする。

（技能確認の場所）

第3条 技能確認の場所は、〇〇支社〇〇〇〇とする。ただし、第4条で規定する確認対象予定者の人数によっては、場所を変更できるものとする。

（確認対象者）

第4条 技能確認の確認対象者は、入札参加希望者が競争参加資格確認資料において配置予定とした主任（監理）技術者の中から会社が選定する者及び入札参加希望者の選定する1編成（5名程度）とする。

なお、一度技能確認を受けた者は他業務の技能確認への参加はできないものとする。

（主任確認者及び確認者）

第5条 主任確認者は技術審査会長が任命するものとし、支社の課長、調査役又は当該業務に携わらない副所長から選定することを標準とする。

2 主任確認者は主任確認者を補助する確認者を任命することができるものとする。

（専門委員）

第6条 技能確認における専門委員は、技術審査会において、社員以外の外部の者より選出することができるものとする。

（技能確認の内容）

第7条 技能確認は、入札参加希望者の業務遂行能力を見極めるため、道路上で一般通行車及び作業員の安全を確保し、交通監視員の配置や標識等の設置により、当該業務の遂行に必用となる交通規制の実施方針及び手法に関する理解度の程度又は〇〇〇〇【〇〇〇〇は必要に応じて支社の技術審査会において定める。】を確認するものとする。

（技能確認実施方法）

第8条 技能確認は、第7条の技能確認の内容に関して、第4条の確認対象者に西日本高速道路株式会社保全作業要領（路上作業編）【必要に応じて規制図等を追加配布してもよい。】に掲げる交通規制を行わせるものとする。なお、技能確認は各業務毎に1回とする。

2 前項の配点は100点とする。

3 技能審査の確認時間は、〇時間とする【〇は1時間半程度を標準とする。】。

4 主任確認者又は確認者は、技能確認の確認対象者について写真付きの身分証明書（運転

免許証、パスポート、又はマイナンバーカードの表面等)の提示を求め、第4条に規定する確認予定対象者であることを確認するとともに、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料(いずれも写し可)の提示を求め、会社の所属を確認する。なお、確認できない確認対象予定者は参加できないものとする。

- 5 第4条に規定する配置予定技術者は、他の業務も含め1回は確認対象者の選定に参加するものとする。

(技能確認実施要領)

第9条 技術審査会長は、別添－6の技能確認実施要領を定め、入札公告の日から競争参加資格確認資料等提出期限日までの間、入札参加希望者に無料で交付するものとする。

(実施日時等の通知)

第10条 契約責任者は、技能確認実施日の7日前までに入札参加希望者に実施日時、実施場所及び確認対象予定者の氏名を通知するものとする。

(評価方法)

第11条 技能確認の評価項目及び評価の着目点は、支社の技術審査会の審議を経て支社の長が決定するものとする。

- 2 技能確認の評価は前項で定めた評価項目及び評価の着目点について行い、第8条第1項で規定する確認対象者の点数が〇点以上の入札参加希望者を適格と判定し、〇点に満たない場合は不適格と判定する。
- 3 第4条で規定する配置予定技術者の中から会社が選定する者が前項により適格と判断された場合、確認対象者の選定に参加した他の者も当該業務の配置予定技術者として適格と判定する。
- 4 技能確認の採点は、主任確認者及び確認者が行う。
- 5 確認結果については、確認後速やかに技術審査会へ報告するものとする。

(適格通知)

第12条 契約責任者は、技能確認の結果を競争参加資格確認結果通知に合せて通知するものとする。

以 上

別添－6 技能確認実施要領例

技 能 確 認 実 施 要 領

1. 適用範囲

この要領は、〇〇支社が実施する〇〇支社管内道路保全工事【又は施設保全工事】の技能確認に適用する。

2. 実施日時等の通知

技能確認実施日の7日前までに、入札参加希望者に実施日時、実施場所及び確認対象となる者の氏名を通知する。

3. 確認対象者

- (1) 技能確認の確認対象となる者は、入札参加希望者が競争参加資格確認資料において配置予定とした主任（監理）技術者（以下「確認対象予定者」という。）の中から当社が抽出する主任（監理）技術者（以下「確認対象者」という。）及び入札参加希望者の選定する1編成（5名程度）とする（以下「確認対象者等」という。）
- (2) 本業務の技能確認に参加した確認対象者等は、他の業務（●●支社管内において発注する、他の維持修繕作業をいう。以下同じ。）の技能確認に参加することはできないものとする。これに違反した者は本業務の競争参加資格がないものとする。また、違反した者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 本業務の確認対象者の抽出に参加しなかった確認対象予定者は、本業務の主任（監理）技術者として配置できないものとする。ただし、他の業務の確認対象者として、技能確認に参加したため、本業務の確認対象者の抽出に参加できない場合は、本業務の確認対象者の抽出に参加したものと同等に取り扱うものとする。

また、技術確認の実施場所が分散されているため、他の業務の確認対象者の抽出に参加し、本業務の確認対象者の抽出に参加できない場合についても、本業務の確認対象者の抽出に参加したものと同等に取り扱うものとする。【実施場所の関係上、上記の状況が生じる可能性がある場合は追記】

4. 技能確認の内容

技能確認は、入札参加希望者の業務遂行能力を見極めるため、道路上で一般通行車及び作業員の安全を確保し、本業務の遂行に必要となる交通規制の実施方針及び手法に関する理解の程度又は〇〇〇〇【〇〇〇〇は必要に応じ支社の技術審査会において定める】を確認するものとする。

5. 技能確認の実施方法

- (1) 技能確認は、前記4. の技能確認の内容に関して、前記3. (1)の確認対象者に道路保全

要領（路上作業編）に掲げる交通規制を行わせるものとする。なお、技能確認は業務毎に1回必ず受けるものとする。

(2) 前項の配点は100点とする。

(3) 技能確認の実施時間は、1時間半程度とする。【1時間半程度を標準とする。】

6. 注意事項

技能確認の確認対象予定者は、確認対象予定者本人であることを確認するため、写真付きの身分証明書（運転免許証、パスポート又はマイナンバーカードの表面等）を提示すること。

又、会社の所属を確認するため、監理技術者資格者証、市区町村が作成する住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書又はこれらに準ずる資料（いずれも写し可）を提示すること。

なお、確認できない場合は、技能確認に参加できないものとする。

7. 技能確認の評価方法

【会社の適否の判定】

(1) 技能確認の評価は、評価項目及び評価の着目点について確認を行い、前記3. で規定する確認対象者の点数が〇点以上の入札参加希望者を適格と判定する。

(2) 確認対象者が欠席した場合は不適格とする。

【配置予定技術者の適否の判定】

(3) 前記3. で規定する確認対象者が上記(1)により、適格と判定された場合、確認対象者の抽出に参加した他の確認対象予定者も本業務の配置予定技術者として適格であると判定する。

【その他】

(4) 地震・大雪等契約責任者の認める特別な理由により、やむを得ず欠席した場合については上記(2)の規定に関わらず、その措置について別途通知する。

8. 結果通知

技能確認の結果は、競争参加資格確認結果の通知に併せて入札参加希望者に通知する。

以 上

評価項目及び評価の着目点

技能確認における着目点

評価項目	評価の着目点
会社の業務実施能力	・ 一般的な安全対策 ・ 規制設置・撤去方法 ・ 車両の停車・安全確保状況 等

競争参加資格確認結果通知書

番 号
令和 年 月 日

住所
商号又は名称
代表者氏名 様

西日本高速道路株式会社
〇〇支社長 印

先に申請のあった（件名を記載）に係る条件付一般競争参加資格の確認結果について、下記のとおり通知します。

記

入札公告日	令和 年 月 日	
工事（業務）名		
競争参加資格の有無	有	
	無	
	競争参加資格がないと認めた理由	
摘 要		

競争入札の執行に当たっては、本通知書の写しを持参してください。
なお、競争参加資格がないと通知された方は、当職に対して競争参加資格がないと認めた理由についての説明を求めることができます。
この説明を求める場合は、令和 年 月 日〇〇時までに〇〇支社〇〇課へその旨を記載した書面を提出してください。

別添－８（入札に関する注意事項例）

入札に関する注意事項

1. 本入札は、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事です。
2. 落札者となるべき者の決定方法については、次に掲げる式で算出した評価値が最も高い者を落札者となるべき者とします。
$$\text{評価値} = \text{技術評価点} + \text{価格評価点}$$
3. 落札者の技術提案書は、契約条件として維持請負契約書に綴じます。
4. 入札回数は２回までとします。
5. 入札参加者は、入札書を入札箱に投入した後は、開札の前後を問わず、引換え、変更又は取下げをすることができません。
6. 開札において、落札者となるべき者が決定する場合は評価値の最大の者、その評価値及び入札金額を、落札者となるべき者が決定しない場合は最低入札価格のみを２回朗読します。
7. 落札となるべき同評価値の入札を行った者が２人以上あるときは、当該入札を行なった２人以上の者にくじを引かせて、落札者となるべき者を決定します。

以　上

別添－ 9（契約書記載例）

契約書記載例

契約書末尾に次の附則を付記する。

（附 則）

発注者は、受注者が入札時に投入した技術提案書に記載の提案内容を、受注者の責任により達成することができなかったと確認した場合は、実際に確認できた短縮日数【求める技術提案の内容に応じて性能等の内容を適宜記載】に基づき評価値が変わらないように技術評価点の減点分を価格評価点に置き換え、それに相当する金額を契約不履行の違約金として請求するとし、受注者はこれに応じなければならない。

【競争初年度の場合、以下のとおり記載】

〔違約金算定式〕

受注者の支払金額(円)＝ $(Z - X) / 100 \times$ 契約制限価格（円）

なお、Zは下記のとおり区分するものとする。

（ケース 1）減点分を付加した価格評価点の額が、価格評価基準額以上の場合

$(a + b \leq 100)$

$$Z = \sqrt{2(100 - a - b)(100 - X_0)} + X_0$$

（ケース 2）減点分を付加した価格評価点の額が、価格評価基準額未満の場合

$(a + b > 100)$

価格評価点 100 点から技術評価点の減点分を差し引いた価格評価点の金額から価格評価基準額を差し引いた額を違約金とする。

$$Z = \sqrt{2a(100 - X_0)} + X_0$$

X : 当初入札率 (%)

Z : 変更入札率 (%)

X_0 : 価格評価基準額／契約制限価格×100 (%)

a : 技術評価点の減点 (点)

b : 当初価格評価点 (点)

【次年度随意契約の場合、以下のとおり記載】

〔違約金算定式〕

受注者の支払金額(円)＝ $(Z - X) / 100 \times$ 契約制限価格（円）

なお、Zは下記のとおり区分するものとする。

(ケース 1) 減点分を付加した価格評価点の額が、価格評価基準額以上の場合
($a + b \leq 100$)

$$Z = \sqrt{2(100 - a - b)(100 - X_0)} + X_0$$

(ケース 2) 減点分を付加した価格評価点の額が、価格評価基準額未満の場合
($a + b > 100$)

価格評価点 100 点から技術評価点の減点分を差し引いた価格評価点の金額から価格評価基準額を差し引いた額を違約金とする。

$$Z = \sqrt{2a(100 - X_0)} + X_0$$

X : 初年度入札率 (%)

Z : 変更入札率 (%)

X₀ : 価格評価基準額／契約制限価格×100 (%)

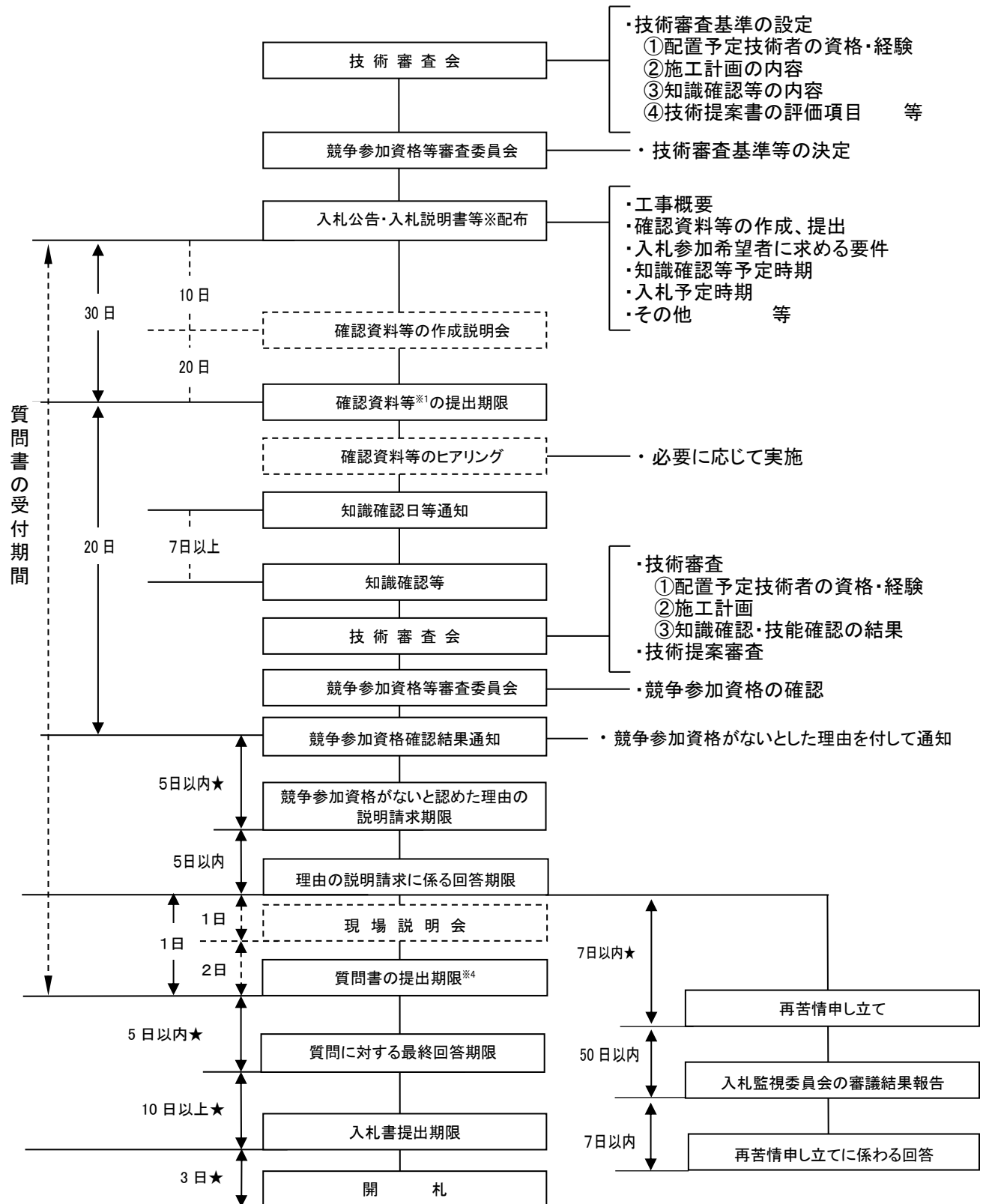
a : 技術評価点の減点 (点)

b : 初年度価格評価点 (点)

2 受注者は、別紙の技術提案書に掲げる提案内容を契約条件として遵守しなければならない。

別添－10(維持修繕作業における条件付一般競争入札方式の手続)

維持修繕作業における条件付一般競争入札方式の標準手続日数



：特に必要があると認める場合を除き実施しない。

★ 行政機関の休日は含まない

※ 入札説明書等とは、入札説明書、知識確認実施要領、技能確認実施要領、及び入札公告の写し。確認資料等とは、競争参加資格確認資料及び技術提案書をいう。